

令和二年六月定例会

令和 2 年 第 2 回

# 菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 2 年 6 月 8 日～6 月 12 日

菊陽町議会  
会議録

熊本県菊陽町議会

## 令和2年第2回定例会議会会期日程

| 月 日    | 曜 日 | 内 容   |
|--------|-----|---|
| 6 / 8  | 月   | 開会・行政報告・提案理由説明<br>議案審議（承認第1号～承認第10号）質疑・討論・表決<br>（報告第1号～報告第6号）質疑 |
| 6 / 9  | 火   | 一般質問（6人）  |
| 6 / 10 | 水   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会                               |
| 6 / 11 | 木   | 休会（議案調査）  |
| 6 / 12 | 金   | 議案審議（議案第36号～議案第45号、同意第1号、諮問第1号）質疑・討論・表決<br>委員長報告・質疑・討論・表決・閉会    |

令和2年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

| 順位 | 質問者             | 質問事項                     | 質問の要旨   |
|----|-----------------|--------------------------|---|
| 1  | 布田 悟<br>(P42～)  | 1. 新型コロナウイルスによる感染症対策について | (1)小中学校におけるオンライン授業システムの環境整備状況は。<br>(2)町内のパチンコ店等遊技場に対する感染症発生防止のための危機管理体制はどのようなにしているか。  |
|    |                 | 2. 小学校の通学区域の変更について       | 小学校通学区域の緩衝地区に該当するようなどが何か所かあり、通学区域の変更や選択制の導入も必要な状況にある。この点についてどのように考えているか。  |
| 2  | 甲斐 榮治<br>(P48～) | 町の新型コロナウイルス感染症対策について     | (1)町独自の支援策は現状で十分と思うか。<br>①現時点での新型コロナウイルス感染症に対する菊陽町の対策の評価点・反省点は何か。<br>②町民全体・被害集中事業・学生・子ども・医療や介護施設などに対して、さらなる経済的な支援策は講じられないか。<br>③対応する組織体制は十分か。<br>(2)予想される第2次、第3次流行に対して、どのような対策を想定し、どのような準備をするべきと考えているか。<br>①どのような態勢で臨むべきか。町の対策本部と議会・自治会等との連携をどうとるか。<br>②感染症の流行が他の自然災害と複合的に重なった場合、次の事柄について検討と準備をしておくべきであるが、町の考えはどうか。<br>(避難所・設備・物資の備蓄・住民の安全の処置等)<br>③児童生徒の学習時間をどう確保するか。また欠食児童・障がい児など特殊な事情下にある児童らについてどう対応するか。 |
| 3  | 矢野 厚子<br>(P56～) | 災害時の町の対応について             | (1)コロナウイルスや今後起こりうる感染症等に対する避難所運営など、新しい対応策は何らかの検討をしたか。<br>①対応策を検討したのであれば具体的な内容を示せ。<br>(2)梅雨入りで、水害や土砂崩れ、また、短時間の大雨により排水しきれない雨水による道路冠水などの情報の伝達方法は防災無線だけで対応できるのか。   |

| 順位 | 質問者             | 質問事項               | 質問の要旨   |
|----|-----------------|--------------------|---|
|    |                 |                    | <p>①スマートフォン所有者に安心メール活用の推進をはかれないか。スマートフォンを上手く活用できてない高齢者に地域活動を利用して、学習経験の機会を作れないか。</p> <p>②スマートフォンを所有しない高齢者や障がい者へ戸別受信機の貸出、購入希望者への購入補助はできないか。</p>   |
| 4  | 小林久美子<br>(P61～) | 新型コロナウイルス感染症対策について | <p>(1)町独自の支援策について</p> <p>①各地の自治体では、独自の支援策が出されているが、現時点での町の対策と今後考えている対策はあるか。</p> <p>②近隣の山鹿市では、福祉施設の事業継続支援をはじめ妊産婦緊急支援、給食費・副食費の無償化、一人親世帯緊急支援事業などが取り組まれている。菊陽町でもぜひ独自支援対策が必要ではないか。</p> <p>(2)今後第2波の感染に備えるための対策について</p> <p>①PCR検査センターの設置など国・県に要望できないか。<br/>(菊池保健所管内に1か所設置するなど必要ではないか)</p> <p>②医療提供体制の抜本的強化が必要だと考えるが、それに向けての町の取り組みはどうか。</p> <p>③一般病院・診療所は感染対策での費用増と受診抑制での収入が大幅に減少している。国に財政保障を要望できないか。</p> |
| 5  | 大久保 輝<br>(P68～) | 新型コロナウイルス感染症対策について | <p>(1)町内の中小事業者に対する支援について</p> <p>①コロナ禍による中小事業者への影響について、どのような調査をおこなったか。</p> <p>②菊陽町飲食業・宿泊業支援金事業についての支援はあるが、その他の業種についてはどのように考えるのか。</p> <p>③その他の支援について、考えているのか。</p> <p>(2)学校の感染防止策について</p> <p>①学校が再開したが、授業の遅れに今後どのように対応するのか。</p> <p>②オンライン授業についてはどのように考えるか。</p>   |

| 順位 | 質問者             | 質問事項              | 質問の要旨   |
|----|-----------------|-------------------|---|
|    |                 |                   | <p>(3)町職員の勤務体制について</p> <p>①現在の町職員の勤務体制は。</p> <p>②業務量が増加しているかと思われるが、業務に支障はきたしていないのか。</p> <p>③今後の勤務体制について、リモートワーク等について検討するのか。</p>   |
| 6  | 西本 友春<br>(P76～) | 学校生活におけるコロナ対策について | <p>(1)学校からの遠隔学習について</p> <p>①G I G Aスクール構想の実現に向け、どのように取り組みを進めているのか。</p> <p>②小中学校で実施した家庭におけるNW環境及び端末環境のアンケートの結果はどのようになっているのか。</p> <p>③学校からの遠隔学習をどのように考えているのか。</p> <p>④国はP C 端末1台に対し、上限4.5万円としているが、その端末で遠隔学習を行った場合問題はないのか。</p> <p>(2)学校再開における対策について</p> <p>①教室に入る前の手洗い等において、アルコール消毒液等の確保等、問題はないのか。</p> <p>②登校前に、家庭において、毎朝、検温と風邪症状の確認が必要となるが、どのように確認作業を行っているのか。</p> |

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和2年6月8日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（1日目）

（令和2年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和2年6月8日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長提出承認第1号から諮問第1号までを一括議題
- 日程第6 町長の提案理由の説明
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町防災会議条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））
- 日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第17 報告第1号 令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第2号 令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第19 報告第3号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第4号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書につ

いて

日程第21 報告第5号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書  
について

日程第22 報告第6号 令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |             |       |
|----------------|-------|-------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君 | 副町長         | 吉野邦宏君 |
| 教育長            | 上川幸俊君 | 教育部長兼学務課長   | 吉永公紀君 |
| 総務部長           | 西本一浩君 | 福祉生活部長兼福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼商工振興課長 | 川上一弘君 |
| 土木部長兼都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長        | 板楠健次君 |
| 危機管理防災課長       | 梅原浩司君 | 総合政策課長      | 矢野博則君 |
| 財政課長           | 澤田一臣君 | 税務課長        | 吉本雅和君 |
| 子育て支援課長        | 和田征君  | 介護保険課長      | 宮川照之君 |
| 農政課長           | 東桂一郎君 | 建設課長        | 矢野和幸君 |
| 下水道課長          | 丸山直樹君 | 総務課総務法制係長   | 小泉秀和君 |
| 施設整備課長         | 山川和徳君 |             |       |



~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和2年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番岩下和高君、16番小林久美子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した要望書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、町の最近の状況などについて行政報告をいたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてであります。

本町では、熊本県初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された2月21日の翌日、22日の午前9時に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し、これまでに18回の会議を開催し、新型コロナウイルス対策を進めてまいりました。

町の対応といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、町民の皆様に対して、日常生活で気をつける手洗い、うがい、せきエチケットの徹底や、密閉、密集、密接の3密となる行動を避けていただくよう防災行政無線で呼びかけるとともに、町ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図り、関係機関と緊密な連携のもと、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

また、感染が拡大し、感染予防用のマスクが入手困難な時期に、町内外の企業等からマスク約2万7,000枚を寄贈していただきました。マスクは、4月から5月にかけて、町内の医療機関や介護施設、介護サービス事業所、児童・生徒用として小・中学校などに、合わせて約2万2,000枚を配付させていただきました。また、町内に本社がある企業から除菌効果のある中性電解水を約1,000リットル寄贈していただきました。この電解水は、庁舎をはじめ、各町民センターや町内の小・中学校で、机やドアノブなどの清掃の際、感染予防策として活用しております。改めまして、寄贈いただきました皆様へお礼を申し上げます。

次に、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策についてであります。

まず、特別定額給付金事業についてであります。

新型コロナウイルス感染緊急経済対策として、1人につき10万円の定額給付金を支給しております。本町で新たに特別定額給付金対策室を設置し、給付事務を行っており、給付金の申請は、感染拡大防止のため、郵送またはオンラインでお願いをしております。

なお、給付金申請の支援として、高齢者の方などに向けて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員の方などから支援をいただくようお願いをしております。また、必要に応じて、特別定額給付金対策室の窓口でも対応することとしております。

6月5日現在で、対象世帯1万7,926世帯中、90.2%に当たる1万6,161世帯から申請書が提出されております。このうち、6月9日までに給付を行う世帯は1万5,657世帯、87.3%で、金額では38億2,760万円を振り込んで給付済みとなります。できるだけ早く対象全世帯へ給付できるよう、まだ申請が済んでいない世帯への周知を含め、事務事業を進めてまいります。

次に、菊陽町飲食店・宿泊業支援金事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行に起因する外出自粛要請等により事業が悪化し、または経営に支障を来している町内の飲食店、宿泊事業者の事業継続を支援することを目的として、一律10万円の支援金を交付しております。6月5日現在で78件の申請がっております。

次に、菊陽町事業継続支援金事業についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大で業績に影響を受けている町内事業者に対して、国の持続化給付金の対象外となる売り上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者へ、一律10万円の支援金を交付します。申請受付は、6月9日、明日から開始をいたします。

次は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て世帯への支援についてであります。

まず、保育所や放課後児童クラブにおける感染症防止対策として、国の補助事業を活用し、町において消毒液等を一括購入し、保育所等に配付したほか、保育所等が空気清浄器などの感染防止用備品を購入する際、必要となる経費の補助を行いました。

また、町からの要請などに基づき、保育所等の登園自粛に御協力をいただいた保護者の皆様に対しては、休まれた日数に応じ、保育料を減免するなどの対応を行いました。

子育て世帯への支援については、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人につき1万円を上乗せする臨時特別給付金の案内を一般受給者3,612人を対象に行いました。臨時特別給付金の支給は、児童手当の支払い日である6月10日に合わせ、行うこととしています。

また、本議会に提案しております一般会計補正予算（第2号）においても、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を計上させていただいております。国では第2次補正予算も予定されており、今後も国、県の支援策を把握しながら菊陽町としての支援に取り組んでまいります。

次は、熊本地震の復旧、復興対策についてであります。

現在も、被災者支援のための災害義援金や一部損壊家屋に対する義援金の支給、そして非課税世帯に対する義援金などの事業を行っております。

なお、5月末現在、アパートなどのみなし仮設住宅に2世帯が残られておりますが、2世帯とも自宅再建の見込みが立っております。

今後も各関係機関と連携して、引き続き生活支援を継続してまいります。

次は、防災関係事業についてであります。

光の森町民センター北側に整備を進めておりました光の森防災広場は、4月から供用開始をいたしました。災害発生直後に身の安全を確保する指定緊急避難場所として、また大規模災害時の物資集配や被災者支援の拠点として利用してまいります。

また、防災センターの建設については、新型コロナウイルス感染症の影響で発注が遅れておりますが、仮設駐車場の整備を進め、本体工事の入札が早く行えるよう準備をしているところであります。

次は、熊本空港の民営化についてであります。

本年4月から、熊本空港は、民間の運営会社、熊本国際空港株式会社による全面運営がスタートしました。現在、仮のターミナルビルにおいて業務を行われておりますが、国内線と国際線を一体化した新たなターミナルビルは、2023年春の開業を目指して整備が計画されております。本町としましては、運営会社や熊本県、周辺市町村と連携した取組を進め、さらなる地域の活性化を図ってまいります。

次は、国勢調査についてであります。

本年は、5年ごとに実施される国勢調査の年となります。調査期日は10月1日となっております。現在、広報きくようやホームページ等で調査員の募集を行っております。議員

各位におかれましても、国勢調査への御協力、御周知についてよろしくお願い申し上げます。

次は、コンビニ交付、コンビニ収納についてであります。

町民の皆様などの利便性向上を図るため、個人番号カードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを本年2月3日から開始しております。5月末までの交付件数は、住民票が202件、印鑑証明が102件、戸籍証明が23件、税証明が16件となり、1日当たりの交付件数は3.1件、コンビニ交付による取得の割合は2.3%となっております。

また、コンビニ収納サービスも本年の4月から開始しております。5月末までの収納件数は、町税が6,545件、後期高齢者医療保険料、介護保険料、町営住宅使用料、下水道使用料等が合わせて291件となっております。5月以降もコンビニ納付に対応した町税や保険料等の納付通知書等を順次発送しておりますので、今後はより多くの皆様にコンビニ収納サービスを御利用いただけるものと考えております。

次は、菊陽南小学校区の放課後児童クラブの施設整備についてであります。

本クラブの施設は、光の森仮設団地みんなの家等の解体、移築による整備を進めていましたが、4月17日に竣工し、4月20日から新施設での運営を開始をいたしました。

次は、光の森駅前の横断歩道橋の整備についてであります。

光の森駅から横断歩道橋を整備することについては、光の森周辺の安全な通行や駅利用者の利便性の向上及び交通渋滞の緩和のために整備をする必要があると考え、早期の実現を目指していたところであります。今回、関係者と協議を進めて、国の補助事業として採択される見込みでありますので、予備設計業務費の補正予算を計上させていただいております。

以上、新型コロナウイルス対策を中心に最近の主なものについて報告いたしました。今後とも町民の皆様とともに生活都市きくようの実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第1号から諮問第1号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第1号から諮問第1号までの28件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和2年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は28件ございます。内訳は、承認10件、議案10件、報告6件、同意1件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

3月議会後に、急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第1号は、菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に当たり、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の規定について改正したものであります。

承認第2号は、菊陽町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、本年4月1日の機構改革に伴い、新たに危機管理防災課を設置しましたので、菊陽町防災会議に係る庶務をこれまでの総務課から危機管理防災課へ移管するものであります。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う税条例等の一部改正で、主な改正点は、個人町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応する規定の追加などであります。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令等の公布より、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置の判定に係る基準額の見直しがされたことに伴う改正であります。

承認第5号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化として、令和2年度の第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるものであります。

承認第6号は、菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽南小学校区の放課後児童クラブの施設を新たに整備し、本年4月20日から供用開始したことに伴い、菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の別表に当該施設を追加するものであります。

承認第7号は、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、歳入歳出の予算の総額から7億99万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を153億3,747万9,000円と決めました。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、繰入金、町債などが確定しましたので調製し、歳出では必要のあるもののみ増減しました。

歳入の主なものは、町税を1億3,857万7,000円、地方譲与税を1,437万9,000円、使用料及び手数料を1,111万1,000円増額し、国庫支出金を2億4,692万3,000円、繰入金を3億3,302万

円、諸収入を1億1,998万3,000円減額しております。

歳出の主なものは、民生費を3億3,608万7,000円、商工費を1億5,717万4,000円、教育費を1億1,729万3,000円減額しております。

承認第8号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,541万2,000円と決めました。歳入では町債を500万円減額し、歳出は事業費の見直しを行い、補償費など500万円の減額をしております。また、事業が完了しなかった事業費について繰越明許費の設定を行いました。

承認第9号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入予定額を600万円増額し、13億9,895万1,000円と定め、支出予定額を600万円増額し、13億2,864万7,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額において、収入予定額を2,549万2,000円減額し、9億3,237万8,000円と定めるものであります。

承認第10号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、特別定額給付金事業費など、歳入歳出予算の総額に44億4,374万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を204億8,517万円と決めました。

歳入の主なものは、国庫支出金を43億8,355万3,000円、基金繰入金を6,000万円増額しております。

歳出の主なものは、総務費を42億9,244万5,000円、民生費を9,140万9,000円、商工費を6,000万円増額しております。

次は、議案であります。

議案第36号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う税条例の一部改正で、主な改正点は、新型コロナウイルス感染症対策のための徴収猶予制度の特例措置、寄附金控除などの特例措置、固定資産税の特例措置などを規定するものであります。

議案第37号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、災害や新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を受けるための申請期間を柔軟に対応できるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に対して傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療制度の被保険者に対して、保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合組合が傷病手当金を支給するため、本町が処理する事務の所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、菊陽町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

議案第42号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

新年度に入ってから2か月余りしか経過しておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策関連経費のほか、総務費、土木費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3億4,879万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億3,396万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を2億3,508万7,000円、繰入金を1億1,000万円、それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、教育費を3億1,918万5,000円、土木費を918万1,000円、農林水産業費を740万円、それぞれ増額するものであります。

議案第43号は、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,965万5,000円と定めるものであります。

歳入は県支出金を65万5,000円増額し、歳出は、給与等の収入がある国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、勤務することができなくなったときに傷病手当金を支給するため、保険給付費を65万5,000円増額するものであります。

議案第44号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました南花立区内の開発に係る道路2路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第45号は、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてであります。

熊本市など18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏は、平成28年3月議会の議決を経て、熊本市と連携協約を締結し、さまざまな事業を進めております。今般、新たに連携する事業として移住・定住の促進に取り組む協議が調い、連携協約に項目を追加するため、熊本市と本町のそれぞれの議会で同文議決が必要となるものであります。

次は、報告であります。

報告第1号は、令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和元年度予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは25事業で、総額は8億4,737万7,000円になります。

報告第2号は、令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により繰り越した令和元年度の事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは1事業で、繰越額は2,695万5,506円となっております。

報告第3号は、令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和元年度予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは1事業で、総額は1億3,548万3,000円になります。

報告第4号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

内容は、令和元年度予算の継続費について逡次繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

報告第5号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和元年度予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

報告第6号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した令和元年度予算の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は3億4,979万9,000円になります。

次は、同意であります。

同意第1号は、菊陽町固定資産評価員の選任についてであります。

内藤優誠固定資産評価員の後任として、町の税務課長であります吉本雅和氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後は、諮問であります。



諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員のうち、衛藤美直子様が令和2年9月30日をもって任期満了となります。このため、引き続き衛藤美直子様を再任の候補者として選任したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

承認第1号は、菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。4枚目でございます。菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表であります。

第19条の現行の3行目の下線部、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのを、改正後は、菊陽町を頭につけ、「菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とするものです。これは、条例の題名を昨年改正をしておりますので、改正後の題名に改めるものでございます。

次に、第29条はパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についての規定ですが、第2項の「通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による」を、改正後は、「通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、規則で定める」とするものでございます。これは、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額等の規定は規則に委任し、別に定めることとしたものでございます。

恐れ入りますが、2枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町防災会議条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（上田茂政君） 日程第8、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町防災会議条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） おはようございます。

それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

承認第2号は、菊陽町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、内容の説明をいたします。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。菊陽町防災会議条例の新旧対照表であります。

第3条第5項第4号の下線部の「指命する」を「指名する」に字句を改めるものです。

次に、第5条ですが、令和2年4月1日の機構改革に伴い、新たに危機管理防災課を設置しましたので、菊陽町防災会議に係る庶務を、これまでの総務課から危機管理防災課へ移管するため、下線部の「総務課」を「総務部危機管理防災課」へ改めるものです。

2枚目に戻っていただきまして、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 承認第2号について質問いたします。

改正後の第5条、総務部危機管理防災課というものを新設されたということですが、その係とか職員数、体制について知りたいのですが、そのところをお尋ねいたします。教えてください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

危機管理防災課につきましては2つの係がございます。消防交通係と防災安全係ですが、職員につきましては課長が1名と係員が2名、2名、合計5名で構成されております。主な業務につきましては、消防や交通、防災関係の事務が主になってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） これから採決を行います。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 日程第9、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） おはようございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されました。これに

に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、個人町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に氏名、住所等、必要事項を申告させることができる規定及び使用者を所有者とみなして課税することができる規定の追加、引用条文の整理などであります。

それでは、15枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

改正には、関係法令等の条項の追加等に伴う引用条文の整理などが多くございますので、主なものについて御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。まず、改正法第1条による改正であります。第24条は、個人町民税の非課税措置について、婚姻歴の有無にかかわらずひとり親を対象に加え、改正前の男性の寡夫もひとり親に加えるものです。

第34条の2は、所得控除について、ひとり親を対象に加えるものです。

施行日は、令和3年1月1日であります。

5ページをお開きください。第54条第5項は、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に所有者に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとするものです。

9ページをお開きください。第74条の3は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現所有者に対し、氏名、住所等の必要な事項を申告させることができるものとするものとするものです。

施行日は、令和2年4月1日であります。

10ページをお開きください。第94条は、42ページの改正法第2条による改正の同94条とあわせ、軽量の葉巻たばこの課税方式について、現行の重量比例課税方式から紙巻きたばこと同様の本数課税方式とするため、重量から本数への換算方式を2段階で見直すものです。

施行日は、令和2年10月1日と令和3年10月1日であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 日程第10、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどであります。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額61万円を63万円に引き上げ、第4項は、介護納付金課税額の課税限度額16万円を17万円に引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の軽減判定に用いる基準額を引き上げることにより、国民健康保険税を負担する中間所得層被保険者の軽減の対象を広げるものです。

2ページをお開きください。同条第2号は、5割軽減の判定に用いる被保険者1人当たりに乗ずる金額28万円を28万5,000円に引き上げるものです。

また、次の3ページの第3号は、2割軽減の判定に用いる被保険者1人当たりに乗ずる金額51万円を52万円に引き上げるものです。

4ページをお開きください。附則第4項及び次の5ページの第5項は、土地基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、租税特別措置法に新設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定の引用を追加するものです。

最初のページにお戻りいただきまして2枚をめくっていただき、改正文を御覧ください。附則第1号において、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税におい

てはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第4号について反対討論を行います。

国保税の軽減の対象を広げるのには賛成ですが、課税限度額の引き上げのため、今まで77万円が80万円ということで、今でも高い国保税の、この間ずっと課税限度額は引き上げが行われていまして、大変厳しいということで反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（上田茂政君） 日程第11、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） おはようございます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第5号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

経過としましては、昨年10月に実施された消費税の引き上げによる増収分を財源として、低所得者に対する介護保険料の軽減措置が強化されます。これを実施するため、介護保険法施行

令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されました。本町では令和2年度の介護保険料本算定を5月29日に実施するため、3月31日付で菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものです。

参考資料の2ページをお開きください。分かりやすいように表にしたものをつけております。表の見方は、所得段階で第5段階が基準額となっており、菊陽町では現在、年額6万8,400円で月額5,700円です。保険料の調整率とあるのは、基準額に対する割合になります。今回の改正で、世帯全員が町民税非課税である第1段階から第3段階までの方に対し、軽減強化が令和元年度の第1段階が37.5%の2万5,650円、第2段階が60%の4万1,040円、第3段階が72.5%の4万9,590円を、令和2年度は軽減強化が完全実施され、第1段階が30%の2万520円、第2段階が50%の3万4,200円、第3段階が70%の4万7,880円に減額改定されるものです。

1枚戻り、参考資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。第2条第2項が第1段階の軽減措置ですが、2万5,650円を2万520円に改めております。第2条第3項が第2段階の方の、第2条第4項が第3段階の方の軽減措置の読みかえ規定を加えております。

最後に、2枚目の専決処分に戻ってください。附則第1条において、この条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（上田茂政君） 日程第12、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第6号は、菊陽町放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容は、菊陽南小学校区の放課後児童クラブの施設を新たに設置し、令和2年4月20日から供用開始したことに伴い、本条例の別表に当該施設の名称及び位置を追加するものです。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。本条例の別表の名称の項に「菊陽南小学校区放課後児童クラブ施設」を追加し、位置の項に「菊陽町大字曲手400番地」を追加するものです。

2枚目にお戻りください。最後に、附則において、この条例は令和2年4月20日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町一般会計



## 補正予算（第5号）

○議長（上田茂政君） 日程第13、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第7号の専決処分の承認を求めることについては、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から7億99万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を153億3,747万9,000円と決めました。

第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では債務負担行為の変更を第3表で、第4条では地方債の変更を第4表でそれぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正です。1の追加は、8件の事業について繰越額の限度額を定めるものです。次に、2の変更で、5件の事業について繰越額の限度額を変更するものです。

下の9ページを御覧ください。第3表の債務負担行為補正です。1の変更で、2件の事業について限度額を変更するものです。

10ページをお開きください。第4表の地方債補正です。1の変更で、9件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は合計で2,010万円減額となり、総額を8億1,530万円といたしました。

11ページからは補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は3,065万4,000円増額、目の2法人は3,087万7,000円増額、項の2固定資産税、目の1固定資産税は7,837万9,000円増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

下の15ページを御覧ください。款の2地方譲与税から19ページの款の13地方交付税までの各

種交付金等は、確定額に合わせて増減しています。

21ページをお開きください。款の17国庫支出金は、23ページにかけて項の1国庫負担金、項の2国庫補助金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、21ページを御覧ください。項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の5児童福祉費負担金は、私立保育所及び認定こども園における施設型給付費負担金7,220万円、節の6児童手当負担金4,421万2,000円について、負担金の額が確定したため、減額しています。

22ページをお開きください。項の2国庫補助金、目の5商工費国庫補助金、節区分の2プレミアム付商品券事業費補助金、説明欄のプレミアム付商品券事業費補助金は事業費が確定したため2,993万3,000円、目の7教育費国庫補助金、節区分の1小学校費補助金、説明欄の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（小学校）6,829万2,000円、下の23ページを御覧いただき、節区分の2中学校費補助金、説明欄の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（中学校）2,222万5,000円を国の交付決定により、それぞれ減額しています。

款の18県支出金も、25ページにかけて項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、25ページを御覧ください。項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、説明欄の平成28年熊本地震復興基金交付金で、すまいの再建支援事業、被災宅地復旧支援事業などについて補助金の額が確定したため、3,188万円を減額しています。

26ページをお開きください。款の21繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金から目の14平成28年熊本地震復興基金繰入金までをそれぞれ減額し、補正額の計としては3億3,302万円の減額で、基金繰入金の合計は7億2,999万円としています。

下の27ページを御覧ください。款の23諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入は、説明欄の商品券販売収入で実績により1億1,973万2,000円減額しています。

次に、款の24町債は、28ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。

29ページをお開きください。ここからは、3の歳出になります。歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

33ページをお開きください。款の3民生費、項の2児童福祉費、目の2児童措置費は、節区分の20扶助費で説明欄の児童手当は5,978万5,000円、目の4保育園費、節区分の13委託料で説明欄の私立保育所保育委託料は1億9,500万円、節区分の19負担金、補助及び交付金で説明欄の私立保育所等特別保育事業補助金は4,600万円を、実績により、それぞれ減額しています。

37ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、節区分の13委託料で、説明欄のプレミアム付商品券事業委託料1億5,180万7,000円を実績により減額し

ています。

42ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節区分の15工事請負費、説明欄の各小学校LAN整備工事は、事業費を精査し、7,602万9,000円減額しています。

最後に、47ページをお開きください。款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため228万1,000円減額し、予備費の計を3,143万2,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（上田茂政君） 日程第14、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） こんにちは。

承認第8号の専決処分の承認を求めることについては、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正の理由につきましては、（仮称）第二原水工業団地整備事業の実施のために必要となります。工作物等の移転に伴う補償費について繰越明許費の設定を行ったものでございます。あわせて、事業費の歳入歳出について調整し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、2ページをめくっていただき、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正

予算（第4号）をお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から500万円を減額し、歳入歳出予算総額を3億6,541万2,000円と決めました。

第2条は繰越明許費で、第2表の繰越明許費で決めました。

第3条は、地方債の補正を第3表の地方債補正で決めました。

4ページをお開きください。第2表の繰越明許費であります。内容は、先ほど補正理由で申しましたとおり、工業団地整備事業の実施のため、工作物等の移転につきまして、現在、地権者と補償契約を行い、進めているところですが、代替施設の確保などに時間を要し、年度内に移転完了ができなかったものなどについて、移転完了後の支払い分と未契約分の1億500万円を繰越明許費として設定いたしました。

第3表地方債補正は、工業団地整備事業の限度額を500万円減額し、1億9,500万円に変更をいたしました。

10ページをお開きください。2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は、事業費の減のため500万円を減額し、計を1億9,500万円といたしました。

下の11ページを御覧ください。3の歳出について御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分11需用費を13万円、節区分12役務費を87万円、節区分22補償補填及び賠償金を400万円、それぞれ減額を行いました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町下水道事

## 業会計補正予算（第4号）

○議長（上田茂政君） 日程第15、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号））について御説明いたします。

それでは、3ページめくっていただき、補正予算書の1ページをお開きください。詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

収入の第1款事業収益を600万円増額し、13億9,895万1,000円としております。それから、支出につきましては、第1款事業費用を600万円増額し、13億2,864万7,000円としております。

続きまして、2ページをお開きください。第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入を2,549万2,000円減額し、9億3,237万8,000円としております。資本的支出につきましては補正ございません。

御覧のように、収入額が支出額に対し、4億2,949万3,000円が不足しておりますので、その補填財源についての内容を上記に記載しております。

続いて、3ページの第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,549万2,000円減額し、5,815万7,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画書をお開きください。ここからは附属書類になります。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、企業からの汚水排水量が増加したことなどにより使用料の増額が見込まれますので、600万円増額し、8億4,920万6,000円としております。

次に、7ページの支出ですが、款の1事業費用、項の2営業外費用、目の3消費税及び地方税は、令和元年度の収支の状況から消費税等の支払い664万2,000円が見込まれたため、上段の項の1営業費用、目の1管渠費の不用額の64万2,000円と、先ほどの使用料の600万円の増額分とを合わせて調整し、664万2,000円を計上するものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入の款の1資本的収入、項の4補助金、目の3他会計補助金は、下水道使用料の収入が当初予定額から増額になったため、一般会計からの繰入金金を抑制するため、2,549万2,000円減額し、1,784万円とするものです。

次の9ページの資本的支出については補正ございません。

次の10ページから、補正後の令和元年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲

載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第9号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））**

○議長（上田茂政君） 日程第16、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 承認第10号の専決処分の承認を求めることについては、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

特別定額給付金事業や新型コロナウイルス感染対策のための支援事業など、急を要する予算について、5月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に44億4,374万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を204億8,517万円と定めました。

2ページをお開きください。2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の特別定額給付金給付事業費補助金は、町民1人当たり10万円を給付するもので42億5,230万円、目の2民生費国庫補助金、節区分の10新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は児童1人当たり1万円を支給するもので7,355万円、それぞれ計上しています。

下の9ページを御覧いただき、款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金金は6,000万円増額しています。

10ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の22特別定額給付金事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の特別定額給付金は町民1人当たり10万円を給付するもので、42億5,230万円計上しています。

下の11ページを御覧ください。款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費は、節区分の20扶助費で、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は児童手当の受給者児童1人当たり1万円を支給するもので、7,100万円計上しています。

14ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町飲食業・宿泊業支援金は飲食店及び宿泊業1事業者当たり10万円を支給するもので2,500万円、説明欄の菊陽町事業継続支援金は売り上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に10万円支給するもので3,500万円、それぞれ計上しています。

最後に、16ページをお開きください。款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため152万5,000円減額し、予備費の計を3,790万4,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第10号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 報告第1号 令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第17、報告第1号令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第1号令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和元年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和2年度に繰り越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、3行目の款の3民生費、項の2児童福祉費の学童保育施設整備事業は2,911万3,000円で、菊陽南小学校の放課後児童クラブの工事請負費となります。

一番下の行の款の8土木費、項の2道路橋梁費の道路橋梁総務費は3,300万円で、中尾地区周辺の菊陽バイパス国道交差点改良工事に伴う国への負担金となります。

次のページをお開きください。3行目の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は4,657万4,000円で、土地区画整理地内の道路整備や換地計画書作成等のための委託料、工事請負費などになります。

下のページを御覧ください。5行目の款の10教育費、項の2小学校費の菊陽南小学校整備事業は5,481万3,000円で、菊陽南小学校のトイレ改修のための工事請負費などになります。

7行目の款の10教育費、項の2小学校費の小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1億778万9,000円及び8行目の款の10教育費、項の3中学校費の中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業5,262万5,000円は、GIGAスクール構想に基づく校内LANを整備するための工事請負費になります。

次のページをお開きください。1行目の款の10教育費、項の3中学校費の武蔵ヶ丘中学校整備事業は1億8,661万3,000円で、給食室の増築及び改修のための工事請負費や備品購入費などになります。

2行目の款の10教育費、項の6保健体育費の総合スポーツ施設整備事業は2億2,161万3,000円で、杉並木公園の拡張及び総合体育館建設のための実施設計や造成工事などのための委託料や工事請負費になります。

全ての事業26事業を合計しますと、翌年度繰越額は8億4,737万7,000円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、既収入特定財源が5,424万1,000円、未収入特定財源の国



県支出金が1億8,811万1,000円、地方債が4億3,300万円、その他は熊本地震復興基金の繰入金などで4,165万円、一般財源は1億3,037万5,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号令和元年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 報告第2号 令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第18、報告第2号令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第2号令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

平成30年度一般会計予算繰越明許費のうち、東京オリンピック関連施設の建設などにより建設資材が不足し、年度内の完了ができなかった1件の事業について、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定による事故繰越しとし、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、事故繰越し繰越計算書がございます。項目の中で、支出負担行為額とあります欄が令和元年度内に支出負担行為をした額で、翌年度繰越額とある欄が令和元年度内に支出が終わらなかったものとして令和2年度に繰り越した額になります。

それでは、繰り越しました事業について御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は2,695万5,506円で、土地区画整理地内の補償費になります。財源内訳は、記載のとおり、一般財源が2,695万5,506円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号令和元年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第3号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第19、報告第3号令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第3号令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和元年度土地取得特別会計予算の中で既決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和2年度に繰り越した額になります。

それでは、内容を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

款の2諸支出金、項の1財産取得費の公共用地先行取得事業は1億3,548万3,000円で、菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校の拡張用地の取得のための委託料や公有財産購入費となります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、未収入特定財源の地方債が1億3,480万円、一般財源が68万3,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号令和元年度菊陽町土地取得特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 報告第4号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第20、報告第4号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継

続費繰越計算書についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○**経済部長兼商工振興課長（川上一弘君）** 報告第4号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告について御説明いたします。

内容は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算の中で議決いただきました継続費について、5月31日までに繰越額を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

表紙をめくっていただきますと、令和元年度工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書をつけております。

繰越いたしましたのは、款の1事業費、項の1事業費の（仮称）第二原水工業団地整備事業（測量・設計等業務委託）で、継続費の総額1億2,800万円のうち令和元年度継続費予算現額が3,450万円であります。このうち、支出済額及び支出見込み額が0円で残額が3,450万円となり、翌年度逓次繰越額も3,450万円となりました。財源内訳は、記載のとおり、繰越金1,550万円、特定財源の地方債1,900万円であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**議長（上田茂政君）** 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（上田茂政君）** 質疑なしと認めます。

これで報告第4号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算継続費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 報告第5号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について**

○**議長（上田茂政君）** 日程第21、報告第5号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○**経済部長兼商工振興課長（川上一弘君）** 報告第5号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

内容は、先の承認第8号で令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について承認をいただきました地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

表紙を1枚めくっていただきますと、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越

明許費繰越計算書をつけております。

繰越いたしましたのは、款の1事業費、項の1事業費、事業名、工業団地整備事業で、金額は繰越明許費の限度額を1億500万円と定めております。翌年度繰越額は、実際に令和2年度に繰り越した額で1億500万円となりました。翌年度繰越額の内訳は、全て（仮称）第二原水工業団地事業の実施のために必要となります工作物等の移転に伴う補償費であります。財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 報告第6号 令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（上田茂政君） 日程第22、報告第6号令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 報告第6号令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明します。

令和元年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、予算計上額7億5,970万6,000円のうち3億4,979万9,000円を繰り越したものでございます。

繰り越しました主な理由につきましては、工事請負費としてセミコンテクノパーク内の汚水処理を目的として進めております管渠工事において、大規模な時間制限のある夜間工事であり、地下埋設物調査や県道及び合志市道の占用協議等にも時間を要したことから、年度内の工事完了が困難となりました。また、花立地区の雨水浸水対策につきましては、九州自動車道に隣接している町道内にボックスカルバートを整備する工事ですが、既存の上水道管及び電柱の移設工事に時間を要し、本工事の着手が遅れ、年度内の工事完了が困難となり、予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源としましては、交付金が2,491万5,000円、地方債が3億260万円、損益勘定留保

資金が2,228万4,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号令和元年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時0分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和2年6月9日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和2年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和2年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教育部長兼学務課長       | 吉永公紀君 |
| 総務部長               | 西本一浩君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼<br>商工振興課長 | 川上一弘君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長            | 板楠健次君 |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 総合政策課長          | 矢野博則君 |
| 財 政 課 長            | 澤田一臣君 |                 |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 傍聴の皆様を含めまして、おはようございます。

これは政府から配付されたマスクで、ちょっと使い勝手が悪く、声も通らないと思いますので、外させていただきます。

例の中国武漢市による、WHOによる発生源と言われております、中国武漢市に発生したと言われておりますコロナウイルスによる災いが、まだまだこの日本においても続いております。その中で、日本国政府はもとより、熊本県そして当菊陽町におきまして、いろんな危機管理の問題、それから学校教育における子どもたちの教育を受ける権利の問題、そして教育方法の制度の問題等がクローズアップされております。そのような問題も趣旨に、今回の一般質問は質疑応答を含めまして30分の持ち時間でありますので、簡潔に質問し、簡潔な答弁もいただきたいと思っております。

今朝の報道によりますと、発生しているコロナウイルスによる肺炎の患者さんは1万8,000人に及ぼうかとしております。その約5%、934名の死者の方が出ております。まだまだ予断を許さない状況でありますので、私ども議員はもとより、執行部の皆さん方と力を合わせて、この難局を菊陽町としても乗り切っていきたいと思っております。

それでは、質問席において質問をさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） まず、感染症対策についてということで、2点上げております。

まず、菊陽町の小・中学校におけるいわゆるオンライン授業システムの環境整備状況はということで、今朝も国会中継をやっておりまして、地元3区から選出されております坂本哲志代議士の方もまさしくこの点を質問されておりました。非常にタイムリーな問題でありますので、国政も取り上げてるということであります。

まず、この点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） おはようございます。

質問にお答えします。

オンライン授業は、コンピューターなどのデジタル機器、通信ネットワークを利用して学習



をすることができ、家庭でも教育を提供できる点や、コンピューターならではの教材が利用できる学習形態で、小・中学校におけるオンライン授業システムの環境整備はGIGAスクール構想と呼ばれています。この構想は、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するもので、特別な支援を必要とする子どもを含め多様な子どもたち一人一人に最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するものとされております。

本町においては、GIGAスクール構想の実現に向け、ネットワーク環境の整備については令和2年3月議会で議決をいただき、令和2年度へ繰越事業として、令和2年度内に普通学級や特別支援学級の教室などの環境整備ができるよう取り組んでいるところです。また、小・中学校児童・生徒及び教職員に1人1台端末やモバイルルーターの整備ができるよう、本定例会に予算を計上させていただいております。

このGIGAスクール構想は、全国一斉に取り組みされており、学校や教育のあり方も、次世代に向け、大きく変わることが予想されます。菊陽町としても、時代の流れに遅れることがないように、今後早急に事務を進め、令和2年度のできるだけ早い時期に児童・生徒へ1人1台の端末を整備し、オンライン授業システムの環境ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 日本の学校教育制度というのは、明治5年に制定されて、約150年の歴史があるわけでありまして。その時々の政治状態、社会状態をもって培われ、そして積み上げられた教育制度であります。それが、このコロナの災いにより、学校に登校せずに自宅において待機し、そして教育もそれなりの手段で受けなければならないという、学校制度始まって以来の困難な状況に陥っております。

国におきましても、2023年度に、いわゆるICT教育の一環であります、端末機を使った、インターネットを利用した教育を取り入れるということで進んでおりましたけれど、前倒しして本年度中にその環境整備を整えるということで、予算も1人当たり上限4万5,000円上がっているようでありまして、ぜひ菊陽町におきましても、熊本県下でも先取りするような形で、国の施策に乗り遅れないような、先取りするような形で環境整備をしていただきたいと思っております。

続きまして、これは学校教育とは関係ないんでありますけれど、この一連のコロナ騒動が起きまして、国におきましては、いろんな業種業態の営業の自粛というものも言われておったわけでありまして。その中で特に、これは私ばかりではないと思っておりますけれど、菊陽町におきましては、パチンコ店を含む遊技場がほかの市町村よりも、熊本市は別として、ほかの市町村よりも多い、そのような地域であります。改めて、何店舗あるかと数えてみましたところ、5店舗だったと思っております。5店舗、パチンコ店を含む遊技場があります。

熊本県も、国の方針を受けまして、パチンコ店等に営業自粛の要請をしたようでありまして

れど、すぐには営業自粛に入らず、1日置いて、パチンコ店はやっと営業自粛を始めております。1店舗だけは、これは全国展開をしているパチンコ店でありますので、そこは素直に営業自粛をして、閉店というのぼりを上げておりました。しかしながら、ほかの店舗におきましては、相変わらずパチンコ客、ギャンブルであります、それは。ギャンブルに手をかすような営業を行っていたわけでありまして。やっと1日過ぎて営業を自粛し、店舗を閉めたということでもあります。

私も回ってみておりましたけれど、店内はアルコールの消毒液が1本、入り口に置いてあるだけで、あとは相変わらず、初期のころはマスクをしてるお客さんもほとんどおらず、相変わらずの盛況ぶりでありました。菊陽町からはコロナウイルス患者は出ていないようでありまして、これがもし、そういった不特定多数の人が町内外から遊びを求めて、そして遊びばかりじゃなく、中には一稼ぎしようかという人もおるかもしれませんけれど、無駄な時間を過ごす、そういった人たちが町内外から集まっておるわけです。そこにこのコロナウイルスが持ち込まれて感染した場合は、これはもういわゆるコロナウイルスという外敵であります。外敵が菊陽町に侵入したということでありまして、菊陽町にとっても熊本県にとっても非常事態となるわけでもあります。

そのようなことを考えますと、国、県の営業自粛要請を待つ前に、菊陽町において、行政において、そのような不特定多数の客が集まる、それも遊び、それもギャンブルという形で集まってきてる、そういう店舗に対しての営業自粛を行うとか、衛生管理を徹底させるとか、そういった指導をする、そのようなことを町としてできないものかということを考えておりますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） おはようございます。

御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延し、生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、令和2年4月16日、安倍首相は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を、それまでの7都府県から全国に拡大されました。このことを受けまして、特別措置法に基づき、蒲島県知事は4月21日に、県内全域の遊興施設や遊技施設などに対して、4月22日から5月6日までの期間、休業を要請されました。町内で営業されていますパチンコ店、ゲームセンター、ボウリング場、映画館なども休業要請の対象となったことから、町職員で各施設の営業状況を確認したところ、布田議員が述べられたように、4月22日には一部店舗で営業されていましたが、4月23日には全ての店舗が休業されていました。

その後、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことから、蒲島県知事は、5月6日までの休業要請期限を5月20日まで延長するとともに、感染防止対策の徹底を条件に、5月7日から業種ごとに順次営業の再開を認められ、パチンコ店などの遊技施設については5月11日からの再開が認められました。この際、県により、施設や業種ごとに対策徹底の基準として、感染防

止対策チェックリストを作成されています。町内パチンコ店の営業再開後、町職員により、幾つかの店舗で感染防止対策の状況を確認しましたが、それぞれチェックリストに基づき、出入り口などに手指消毒液の設置、台を仕切るパーティションの設置、カウンターへのビニールカーテンの設置、定期的に入出入り口をあけての換気、マスク着用及び手洗いの徹底を促す掲示板の設置などの対策を実施されていることを確認しています。

また、各施設への自粛要請は、法により、緊急事態宣言下における知事の権限となっており、町独自で自粛要請を行うことはできませんが、町では、緊急事態宣言期間中、住民の皆さんに対し、防災行政無線やきくよう安心メールにより、不要不急の外出を控え、人との接触をできるだけ減らすことや、密閉、密集、密接の3密を避けていただくよう協力の呼びかけを行い、感染防止に努めてまいりました。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） パチンコ店は、もう皆さん御存じだと思いますけれど、この席に3人ぐらい座って遊ばれてる。で、いわゆるソーシャルディスタンスというのは外来語で言うんですけど、1人の距離をあけて遊ぶ、パチンコをするというような入場制限ですね、パチンコ台が1,000台あったら300台ぐらいに抑えてもらうとか、そういった要請等をして、衛生管理もやってもらえれば、これはいたし方なく受け入れなければならないと思いますけど、そのようなところは何か要請とかされておりますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

県の方が作成されておりますチェックリストですけども、密集を避けるために、パチンコ店の方が該当するかと思いますけども、対面ではなく横並びで座ること、また人と人が対面する場合はパーティションやビニールカーテンを設ける、または人と人との間隔を十分に確保するというチェックリストがございます。パチンコ店におきましては、このパーティションやカーテンで仕切るという項目で実施をされているのではないかと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 過去を振り返ってみますと、これもパチンコ店の問題でありましたけど、私が昔、40代のころ、最初に町会議員になったとき、みかさパチンコがサーチライトを夜から朝までずうっとこうやって照らしておりました。これで、子どもたちが気になって勉強ができないという問題が起こりまして、それも私、一般質問で取り上げたところ、すぐにみかさパチンコの関係者の方がここに傍聴に来て、そのサーチライトをやめてくれました。消してくれました。あのときは、韓国のKBSからも取材に来ておりました。

そのように、パチンコ店におきましても、やはり菊陽町においてこのような町民に対する環境整備、いろんな問題で町民の暮らしやすさを追求していくような遊技施設というところを目指していただければ、営業の自由と、職業の自由というのがありますので、さすが菊陽町

における店を展開しているパチンコ店だなという評価も受けるんじゃないかと思っておりますので、その後たしか熊本の清和の天文台の方からみかさパチンコに対して表彰状が出たと思います。表彰状が出るようなパチンコ店の経営を、このコロナウイルス対策の結果として、影響としてやっていければ、少しは菊陽町に対しても、パチンコ店へいつもお客さんが行ってるわけですから、恩返しができるんじゃないかと個人的には思っております。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） つかさパチンコですね。私、「みかさ」と言ったようでありまして、「つかさ」パチンコさんであります。訂正いたします。

○議長（上田茂政君） 訂正ですね。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） それでは、第2点目の、小学校の通学区域の変更についてということで質問をしております。

菊陽北小学校、そして菊陽中部小学校に通っている児童たちは、これは私の子どものときからであります。私は菊陽北小学校でありましたけれど、菊陽北小学校において、あのときはまだ沖野区も通学区だったと思いますが、4キロほど歩いて通っておりました。それと、菊陽中部小学校には、遠くは三里木地区からも、下津久礼、上津久礼を歩いて中部小学校に通っておった、これもやはり4キロ近くあるんじゃないかと思っております。

そのような通学形態が今もまだ残っておりまして、菊陽北小学校は、鉄砲小路地区、昔は上堀川、下堀川区と言っていました、その下堀川の方から現在も通っているわけでありまして、昨日ちょうど私、鉄砲小路を車で走っているとき、子どもたちが帰っておりましたので、車をとめて、3人の子どもだったんで、ちょっと聞いてみました。どれぐらい、朝何時ぐらいに起きよるね、どこから、どの辺から来てるねと言ったら、やっぱり答えないんですね。不審な変態おじさんとも思われたんでしょうか。じゃあ何時ごろ家を出るねと聞いたら、朝6時半。学校は多分7時半ぐらいには登校してるんですかね。だから、約1時間かけて登校してるわけですね。

菊陽北小学校においては、下堀川ですね、鉄砲小路の下の、それと、その子どもたちは西小学校には1キロ弱で、菊陽北小学校には3キロほど、3倍ぐらいの通学時間、距離もありますが、かけて通っております。それから、これは旧中部小学校の校区の問題ですけど、原水新町は菊陽北小学校区でありましたので、今、原水新町西区ですかね、緑ヶ丘、あさひヶ丘、あの辺と一緒にいるようなところですね、そこも菊陽北小学校区でありまして、2.3キロほどあります。歩いて子どもたちの足で行ったら、やっぱり30分以上はかかるんじゃないかと思っております。そのお隣の緑ヶ丘、あさひヶ丘区の子どもたちは菊陽中部小学校じゃないかと思っております、通学区域が。そこまでは0.9キロ、1キロ弱であります。ちょうど菊陽北小学校と菊陽中部小学校、いわゆる緩衝区というような、どっちに行ってもと言ったらおかしいんですけど、通学上も、時間それから交通安全の面から、どちらに行ってもいいような、

保護者に対して選択の余地を残す緩衝区域にあるんじゃないかと思っております。

子どもたちの登校時における交通安全、それから体力の問題があります。そのようなところを考えると、もうその昔ながらの通学区域の制度は見直すべき時期に来てるのではないだろうかと思っておりますけれど、この点どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えします。

学校教育法施行令第5条では、市町村教育委員会は、市町村内に小学校や中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき学校を指定することとされており、就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域を通学区域といいます。菊陽町では、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯や住民感情など、それぞれの地域の実態を踏まえ、行政区を通学区域と指定する学区制をとっております。

菊陽町は、熊本県内でも有数の児童・生徒の増加が見込まれている町であります。各行政区で、小学校に通う児童の通学路の安全確保に関する取組や、交差点での交通誘導、登下校の見守りなどにこれまでも大変協力していただいているなど、小学校と行政区の結びつきは大変強いものがあります。それに加えて、小学校区を基盤として行われる地域行事などへの地域住民の参加、地域の子ども会活動など異年齢集団の豊かな活動、小学校区と地域の結びつきが強い地域学校協働活動などは、菊陽町の教育の大きな特色でありまして、学区制の教育的効果は非常に大きいと考えております。

また、ここ数年、菊陽北小の大規模改修や菊陽西小の増築など、生徒数の増加に伴い、毎年のように学校環境整備を進めてきたところでございます。今年度以降も、菊陽北小学校、菊陽中学校、武蔵ヶ丘北小学校の児童・生徒数の増加から、教室の増設の整備を計画しております。

このように、整備を計画的に進めるためには、住民基本台帳や集落内開発、民間開発より、校区ごとの中・長期的な児童数の動向を把握し、児童・生徒数の増加を予測する必要があります。通学区域を指定しなければ、児童・生徒数の増加予測ができず、計画的な学校環境整備は困難になります。さらに、菊陽町の小・中学校は、児童・生徒数が35人学級や40人学級のぎりぎりのクラスが多く見られ、年度末や年度初めの転出入が多く、選択制になると、新入生や転校生の数が進学直前まで予測できないことから、教職員の配置などに支障が生じるなど、見通しを持った学校経営ができにくい状況が生まれます。これらの理由などから、菊陽町では学区制を堅持しているところで。

緩衝地域につきましては、隣接する小学校同士の通学距離が比較的近い菊陽町では、学校からの通学距離が同じような行政区を緩衝地区と仮定すると、該当する地区は数多く見られます。このような状況で、校区の境界を選択制にすると、学区制そのものが成り立たなくなる可能性があることから、教育委員会では緩衝地域の指定も考えてはおりません。

校区の変更につきましては、これまで菊陽町でも行われておりまして、菊陽西小学校を卒業

した三里木区や青葉台区の小学生が菊陽中学校から武蔵ヶ丘中学校に変更して入学する例がございました。このような通学区域の変更の要望については、区の同意が得られ、地域住民の総意を踏まえるなど、今後、正式な手続を経て、そのような要望が区から上がった場合、教育委員会としても積極的に検討していきたいと考えております。

なお、現在においても、区域外就学については、学期途中での転入や、いじめ、不登校など、生徒指導上配慮が必要な場合などの要件を定めておまして、区域外通学を認めております。それぞれの具体的な要件や手続については、町のホームページに公表しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 教育部長の答弁を聞いておりますと、そのような点も考慮されてると思います。しかしながら、現在は、先ほども出ましたけど、昔の開発制度とは違いまして、集落地内開発も多く行われ、都市化もされて、マンション等も非常に多くできております。だから、昔の校区というのはもう見直すべき時期に来てると、客観的に見てもそう思われます。ぜひ校区の変更、通学区の変更ということを念頭に置いて、教育委員会そして町当局、特に後藤町長においてもその点をお考えいただきたいと思いますが、町長から一言、最後に答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この学校区につきましては、今、教育委員会の方から答弁しましたように、教育委員会の中でいろいろ決めていくことになっておりますので、そちらの方を尊重したいと思っております。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 特にこのコロナの災い下にある子どもたちの教育環境整備、そして通学が安全で安心したものになるように祈念いたしまして、町当局にもその点を考慮したいろんな教育制度の変更等を考えていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 布田悟君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

時間がもったいございませんので、この場で失礼をいたします。登壇をいたしません。

今日は、コロナ禍、コロナウイルスの厳しい状況下にもかかわらず傍聴いただきまして、大変ありがとうございます。後ろ向きで申し訳ありませんが、お礼申し上げます。

さて、今議長からもありましたように、30分という初めての経験でございます。最後まで行くかどうか、行けるかどうか危惧をしておりますが、努力をしてみたいと思います。答弁はどうか簡潔に、私の方でもう集めておる情報については、答弁を簡潔にする意味で、私の方で申し上げて、答弁される方は、必要不可欠なエッセンスのみを示していただくというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初に参ります。まず、新型コロナウイルス感染症の問題についてですけれども、1番目、町独自の支援策は現状で十分と思うかについてです。

これは、1と3を同時に質問をしたいというふうに思います。2は、後でまたいたします。

私が町民の目線で見たとときに、町の感染症対策について耳に入り、目についたものとしては、啓蒙周知作業ですね。防災行政無線、それから町のホームページ、きくよう安心メール等で、手洗い、うがい、せきエチケット、それから密閉、密集、密接を避けると、そういったことを連日放送をされました。

それから、議員として知り得たことを申し上げますと、昨日、町長から行政報告がございましたけれども、2万7,000枚マスクを町内の業者の方から寄附をいただいて、そのうちの2万5,000枚を医療機関とか介護施設、介護サービス事業所、小・中学校に配付した。それから同じく、中性電解水、消毒液ですけれども、1,000リットル寄附をいただいて、それを同じようなところに配付をした。

それから、特別定額給付金事業、一律10万円ですけれども、これは国の事業を代行してなされております。それから、国の事業に伴って、その足りないところを補うために、町独自として、菊陽町飲食店・宿泊業支援事業、これも一律10万円ですかね。それから、菊陽町事業継続資金事業、これも国の足りないところを補うという形でなされてる、そういうことを見聞きしております。

それから、組織体制については、半ば庁舎内の横断的な組織として対策本部を立ち上げておると、こういう状況だということを、町民として、議員として現在つかんでおるという状況ですが、それについて、町としてどういう評価をしてどういう反省をしておるか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それではまず、私の方から①のところについて答弁したいと思います。

今、甲斐議員の方からも、いろいろ取り組んでることについては言われましたけれども、2月21日に県内で初めての感染者が確認されましたので、翌22日土曜日に、本部長である私の方から新型コロナウイルス感染症対策本部対策会議を招集し、対応を協議して、現時点まで取り組んでいるようなところであります。まず、菊陽町の中から感染者を出さない、そういうことが一番でありますので、いろいろ防災行政無線を使って放送する中で、1人か2人ぐらい、その

放送がうるさいと言われる方もおられましたけども、事情が事情であることを理解していただいて、放送を続けてきたところであります。

そして、議員からの御質問は、評価点と反省点ということでもありますけども、新型コロナウイルスはまだ終息しておりません。今後も気を緩めずに対策を講じなければならないと思っております。そのため、関連予算、専決予算をさせていただきましたけども、今定例会にもまた提案しておりますので、町としては、引き続き町民の皆様様の御理解と御協力を得ながら、新しい生活様式の浸透を図るとともに、第2波、第3波に備えてまいりたいというふうに考えております。議員各位におかれましても、御協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

体制については、担当部長の方から答弁をさせます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（西本一浩君） 御質問にお答えいたします。

③の、対応する組織体制は十分かということでございますけれども、町の組織体制につきましては、今町長の方が答弁しましたように、2月22日に菊陽町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、町長を本部長とした対策本部を立ち上げ、課長以上の職員で全庁的に対応してまいりました。その後、4月7日に7都府県に対し緊急事態宣言が発令されてからは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に切り替えまして、菊池広域連合消防本部や町社会福祉協議会といった外部組織からも加わっていただき、感染拡大防止策や、町が行うイベントや施設の対応、感染状況に応じた対策、支援策の取組など、機動力とスピード感を持って取り組んでまいりました。5月25日に全国の緊急事態宣言が解除されましてからは、特別措置法に基づく対策本部から町行動計画による対策本部に切り替えましたが、引き続き全庁的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） この質問については、また大きな2番にもつながっていきますので、この程度にとめておきたいと思っております。町が今そういう状況で取り組んでらっしゃるということを承知しておきたいと思っております。

次に、1の②ですけれども、町民の全体、それから被害集中事業、学生、子ども、医療や介護施設等に対して、さらなる経済的な支援策は講じられないか。先ほど私も申し上げましたが、国の事業に準じて、2つ、町独自の支援事業に取り組んでいらっしゃいますが、そのほかに取り組めないかどうかというお尋ねです。

昨日、これも町長の方から議員の連絡会に御報告がありましたが、町長としては、国の支援策が手薄であるということで、特に熊本市周辺の菊陽町、それから大津町、合志市あるいは嘉島町、そういったところについて、ほかの自治体に比べたら比較的に国の補助が手薄い、そういう何か人口1万名に足らないような市町村に対する補助と、菊陽町みたいな人口も増えている、そういうところに対する補助が全く同等であるというのは納得しがたいということで、今



申し上げた4つの市町で国に交渉されたということをお聞きしました。お聞きしました内容は、財政力の高い自治体——今申し上げた4つはそうです——に対しては交付金が常々少ないんですけれども、その交付の限度額が抑制されてる傾向にあるというのが1点ですね。ところが、こういう自治体というのは、人口が増えて、施策は余計予算を費やさなくちゃいけない、そういう状況が全然勘案されてないということが1点ですね。

それから、域内の、菊陽町なら菊陽町の中の事業所数がほとんど算入されてない、勘案されてない。こういう状況なので、町としては財政力の高い町と言われているけれども、追加交付がなければ財政的に苦しい状況だ。それから、地域の状況に明るい、今後は県単位で交付基準をつくってもらえないか。そういうことを国に陳情をした、4つの市と町が集まってですね。大変それは評価すべきことであるというふうに思います。

ただ、という状況にはあるものの、コロナを本当に克服していくためには、今苦しくてもやらなくてはいけないことがあるというふうに私は思っております。そのことはまた後で申し上げますが、当座は、さらなる支援策が講じられないか、これについてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、国において、医療介護施設の感染対策への支援や、1人10万円の特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など個人への支援がなされております。その後も、生活に困窮する学生への支援に加え、国の第2次補正予算案では、医療供給体制の強化、ひとり親世帯への追加給付、家賃補助など事業者を支援する各種施策が打ち出されております。

今後も、国、県の支援内容や近隣市町村の施策等も把握しながら、菊陽町としての支援策を検討してまいります。支援の実施に当たっては、国からの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の配分や町の財政状況にも配慮し、経済的な支援に加え、教育のICT化など、菊陽町の次世代の資産となるような施策にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今後の国等の動きによるという答えだったと思いますが、財源の問題がやっぱり出てくると思います。6月6日の朝日新聞、御覧になった方があるかと思いますがけれども、医療経済学者のオックスフォード大学の教授ですけれども、デビッド・スタックラーという人が次のようにおっしゃってます。

一般的に、経済が悪化すると、職を失い、自殺や心臓発作のリスクが高まり、感染症が流行します。でも、同時に、政府が賢明な行動をとれば、これらを避けられることが分かりました。本当に人々が病むのは、病気によるのではなく、セーフティーネットを奪う緊縮財政なのです。社会保障費を増やすことが、経済の立ち直りも早くする。こういうコメントを寄せております。

この経済的支援というのは、皆さんお分かりと思いますけども、コロナによって弱りました経済に対してのカンフル注射であるというふうに思います。また、血行促進剤であると思います。セーフティーネットの一環であるというふうに思います。ですから、多少のことがあっても、財源については、例えば、これはもう行政なりの批判はあるかと思いますが、財政調整基金の取崩しですね。それから、このコロナ関連で取りやめになった事業とか、あるいはできないであろうという事業があるかと思います。そういったものを、例えば私たちが今議員の中で話してますのは、議員研修費、それから委員会の研修費とか政務活動費等がございますけれども、それをどうにかせにゃいかんのかなという話し合いをしておりますし、夏祭りがもう中止と決定しております。その辺の財源が浮いてまいります。そういったことをやはりもう一回検討をして、何らかのことを町民に対して還元をしなくてはいけないのではないかというふうに思います。

極論を申し上げますが、財政規律を多少は無視しても、この支援策は打つべきではないか。先ほど申し上げましたように、経済に対するカンフル注射、これを絶対すべきであるというふうに考えます。

今の支援というのは、今は苦しくても、今やれば、これは将来に対する先行投資であるというふうにも考えます。いろんな考え方があるかと思いますが、時間もございます。具体的なことは、今議会の方でも、議長、副議長、議運の委員長を代表にして、議会全体の考え方を町長の方に伝えて、そして議会と行政と一緒に解決しようというふうな道が開かれておりますので、誰がどうしたじゃなくて、町全体の組織として、議会も行政も一体になって何らかの支援策を講じることができればということをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に移ります。2番目です。

このコロナというのは本当に正体不明でございまして、しかしテレビ等の報道を見ますと、第2波、第3波が必ず来るといふふうに言われております。この第2波、第3波に対してどのような体制で臨むのか。

特にお聞きしたいのは、議会の方にも対策本部がございます。議長を中心にして、対策本部があります。それと、町の対策本部との関係性ですね。命令系統の問題がございます。その辺も少し整理してもらいたいというふうに考えているところです。

以前、熊本地震のときに、ある議員が町の対策本部に行ったら、何しに来たかというふうな態度をとられたということもありました。そういうことがないように、今回は本当に協力し合うという形が築けないものかというふうに思っております。その辺をどう考えられるか。

もう一点は、時間もありますので一遍に行きますが、感染症の流行がほかの自然災害と複合的に重なった場合ですね。特に、これからは水です。梅雨を迎えて、洪水のことがございます。これについて、町がどのように対策を今考えてらっしゃるのか、教えていただきたい。まず、それからお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） それではまず、町の対策本部と議会・自治会等との連携をどうとるのかについてお答えします。

まず、県内の新型コロナウイルス感染症の感染者の状況ですが、2月21日に最初の感染者が出て以降、現在までに47名となっており、5月8日以降は約1か月間、感染者が出ていません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、今のところ有効な特効薬やワクチンが開発されていないことから、町としましても、今後予想される第2次、第3次の流行に備え、準備しておく必要があると考えております。具体的には、日ごろから3つの密を避けるなど、新しい生活様式の普及などによる感染防止対策や、町内で実際に感染が発生した場合の対応などをあらかじめ決めておき、気を緩めることなく、万全の態勢で備えたいと考えております。

また、御質問の対策本部と議会・自治会などとの連携についてですが、新型コロナウイルス感染症対策については、町民が一丸となって取り組まなくてはならないと考えております。その上で、議会との連携については、対策会議の内容などを菊陽町議会災害対策会議に随時報告させていただき、議員各位の御意見や御協力を得ながら連携してまいりたいと考えております。また、自治会等に対しては、自治会長宛てに、対策本部会議が随時開催されていることや、小・中学校の休業に関すること、町施設の対応状況などについてお知らせするとともに、各地域での総会開催に当たり注意していただくことなどについて通知するなど、情報提供を行っております。今後も、必要な情報提供を行うなど、連携してまいりたいと考えております。

続きまして、②の、感染症の流行が他の自然災害と複合的に重なった場合、次の事柄について検討と準備をしておくべきではないかについてお答えします。

御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行時期と、これからの出水期、台風時期が重なることを想定し、避難所、設備、物資の備蓄、住民の安全の措置などについて、町としましても早急に準備を進める必要があると考えております。新型コロナウイルス感染症への警戒が必要な中での災害発生に備え、まずは、住民がとるべき避難行動を確認していただくことを考えています。避難の必要性とともに、避難所での感染リスクを避ける上で、安全が確保できる親戚や知人宅への避難などについてもあらかじめ検討していただくなど、周知してまいりたいと考えております。その上で、避難所における対策として、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、せきなどの体調を確認し、症状がある場合は別に専用スペースを確保することで避難スペースを分けるとともに、健康保険部局と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

設備や物資の備蓄につきましては、これまでの水や食料、毛布などに加え、今回の補正予算にも計上させていただいております避難所の衛生環境を保つためのマスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを早急に準備します。今後は、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドなどの備蓄も行い、非常時に備えたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 小さいことまで言っているととてもこの場ではこなし切れないと思います。特に避難所については、新聞等を見ますと、1人当たり4平方メートルぐらいが必要だというのが定説になってるようです。そうしますと、もっと広い避難所が必要ですし、あるいは避難所の数を増やすということが大事というふうに指摘がされてます。

これまで指定避難所がありましたけども、そのほかに、自宅をちゃんと含めるべきじゃないかということですね。それから、公民館、縁家内ですね。それから、公共施設はもとよりですけど、ホテル、お寺、そういうところまで考えておくべきじゃないかというふうに思います。それから、車中泊、これもぜひ目の中に入れておいていただく。必ず出てくると思います。それから、学校を使用するときには、教室も視野に入れるべきではないか。体育館だけではなくですね。そういったもろもろのことがございますけれども、あと設備、物資、安全の処置、そういったいろんなものがありますが、何せ今日は時間がありませんので、その辺は十分、町の方でお考えいただきたいというふうに思います。

それから、議会とか自治会等との関係プレーについては、先ほども申し上げましたように、議会代表と、今、町長が折衝中ですので、同じ議題に取り上げていただいて、なるだけ協力関係がスムーズにいくように配慮をいただきたいというふうに思います。

あと5分です。休校の問題がございましてけれども、児童・生徒の学習時間、これをどう確保するか。また、欠食児童、これは町としても何かの支援策を打っておられるというふうに聞いておりますが、そういった欠食児童とか障がい児についてどう対応するのか。

なかんずく一番知りたいことは、現時点で失われている授業時間は何時間なのか、その失われた授業時間についてどのように補うのか、その辺についてをまず中心にお答えいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えします。

長い臨時休業で、授業日数が年度当初の予定より大きく減少しまして、年度当初の年間計画と比べ、授業時数の確保が課題となっております。そのため、菊陽町教育委員会では、臨時休業期間中、町のホームページに菊陽町家庭学習支援サイトを開設したり、各学校においては、学校のホームページに動画配信をしたりして、子どもたちの家庭での学習を支援してきたところです。

この間、文部科学省からは、臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準時数を下回ったことのみをもって規則に反するものとはされないということで、さらに、学習時間の確保のみならず、学習指導、指導体制の工夫を行うことで児童・生徒の学びを保障するよう通知がありました。そこで、菊陽町教育委員会では、指導時間の確保という観点から、夏期休業日を通常の34日から16日間に短縮し、標準時数の確保に努めていくことにしました。それを受けまして、各学校においては、各教科の指導内容の重点化や行事の精選など、年間の教育課程を見直

し、その学年で学習する内容について、その学年で履修が完了するよう計画を作成し直して、教育活動を再開しているところでございます。

さらに、GIGAスクール構想の実現を加速し、Wi-Fi環境やモバイルルーターの整備、児童・生徒1人1台のタブレットを整備するとともに、1人1台のタブレットを最大限に利用しながら当該学年の学習が進められるよう、今後の支援のあり方を検討しているところです。

家庭での支援や特別な支援を要する児童・生徒への対応につきましては、学校が実態に応じて適切な家庭学習を課すとともに、臨時休業期間中にも学校での預かりや登校させての補充指導のほか、家庭訪問の実施、電話、電子メールなどのさまざまな手段を通じた学習指導や学習状況の把握等を組み合わせながら、可能な限りきめ細かく学習を支援してまいりました。また、スクールソーシャルワーカーや福祉部局と連携をし、健康観察等を兼ねて家庭訪問や電話連絡なども行ってまいりました。

今後、第2次、第3次の流行が訪れたときにも、福祉部局と連携をしながら情報を共有し、丁寧に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 御質問の後半部分について、まず、学校休業期間中において食事の確保が課題となる児童への対応についてお答えいたします。

町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、テークアウト用のお弁当を無償配付する子ども食堂臨時代替事業を実施しました。実施方法については、食事の確保が課題となると思われる児童の保護者に当該事業を紹介し、保護者から同意を得られた場合において、主に昼食時に公共施設2か所でお弁当を配付しました。また、お弁当づくりと配付については菊陽町社会福祉協議会に委託し、学校休業期間中の10日間で43人の児童に374食を配付しました。

なお、お弁当の配付に当たっては、地域の民生委員、児童委員や女性の会の会員の皆様にも御協力をいただいております。

今回実施しました子ども食堂臨時代替事業は、現在、保護者などを対象にアンケートを実施し、今後同様の事業を実施するに当たって、課題等について整理を行っているところです。今後予想される第2次、第3次流行期の食事の確保が課題となる児童への対応については、整理した課題等を踏まえ、個々の課題にどう対応するかを検討を行った上で、次の流行期を想定した準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、障がい児への対応ですが、御質問の趣旨は、放課後デイサービス事業者が、学校休業に伴い、学習指導面における宿題などのサポートの負担が増え困窮していることに関して、町としてどう考えるかとのことでしたので、このことについてお答えします。

放課後デイサービスは、学校に就学しており、かつ発達面における支援を必要とする障がい

のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るために提供されるサービスです。

このことを踏まえまして、学習支援の観点から申し上げますと、障がいのある子どもに、特に発達障がいのある子どもの中には、基本的な生活習慣の確立が難しかったり集中力が続かなかったりといった困り感を抱いている子どもから、言葉によるコミュニケーションだけではなかなか学習内容が伝わらず支障を来している子どもなど、さまざまな子どもがいます。こういった子どもの困り感に対して、個々の障がいの状況に応じた支援、例えば、宿題をやり遂げるまでの細かなタイムスケジュールを示してあげ、その過程の中に幾つかの明確な目標を設け、支援員と一緒にやり遂げるような支援を行ったり、絵カードを使用した視覚的な支援を行ったりするなど、専門的な支援を行います。これらの支援を通して、学習内容そのものの理解に困り感を抱いていることが分かった場合には、支援の過程、内容を学校側に丁寧に伝え、学習課題に立ち向かうに当たってその子に必要な療育的支援を交えた学習支援がなされるよう、学校側と連携を図りながら取り組んでいく必要があると認識しています。

今後、第2次、第3次の流行に備え、障がいのある子どもの学習に関して、福祉部門、教育委員会で必要な協議を行い、しっかりと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(14番甲斐榮治君「終わります」の声あり)

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 皆様おはようございます。議席番号2番、矢野厚子です。

本日は、お忙しい中、朝早くから傍聴に来ていただいた皆様に感謝申し上げます。

そして、現在も終わりの見えないコロナウイルスのためにお亡くなりになられた全国の方々に御冥福を祈るとともに、今なお仕事や家庭に影響を受けて大変な思いをされている皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

そんな皆様の思いの一部ではありますが、今後の不安の解消につなげる、今しなければならぬことは何かを考えて、質問させていただきます。質問は、質問席にていたします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） まず最初に、お断りいたします。一般質問として出しています2項目めの避難行動要支援者に対する配慮を求めるといふ部分は、今回は削除させていただきますので、よろしくお願ひします。

現在、コロナウイルスに関連して、学校の授業のあり方や各施設の利用の制限などさまざまな状況があり、町としてもさまざまな対応策に動かれていると思ひます。その中であつて、幸ひにも現在まで菊池保健所管内での発生はありません。また一方、現在、大きな災害発生はありませんが、震度4クラスの地震は全国で多発し、石垣地方などでは先日から大雨も降つています。

今、地元菊陽町で何らかの災害が発生した場合について質問します。

1番の、今後起こり得る感染症等に対する避難所運営など、新しい対応策は検討したかを質問したいと思ひます。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

甲斐議員への答弁と重複しますが、新型コロナウイルス感染症などの警戒が必要な中での避難所運営などについて、町での検討状況を報告させていただきます。

まずは、住民がとるべき避難行動を確認していただくことを考えています。避難の必要とともに、避難所での感染リスクを避ける上で、安全が確保できる親戚や知人宅への避難などについてもあらかじめ検討していただくなど、周知してまいりたいと考えております。その上で、避難所における対策として、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、せきなどの体調を確認し、症状がある場合は別に専用スペースを確保することで避難スペースを分けるとともに、健康保険部局と連携し、適切に対応したいと考えております。また、避難所の衛生環境を保つためのマスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを早急に準備するとともに、今後は、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドなどの備蓄も行ひ、非常時に備えたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 先ほどの回答と同じく、丁寧にお答えいただきありがとうございます。

防災広場が完成し、4月から開放しているということで、その備蓄倉庫にそれらの物資は備えられているのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 3月末に防災広場が完成しましたが、中については、今後備蓄を進めるようにしております。今回準備します環境衛生を保つための備品につきましては、まずは各センターに備蓄をしまして、それ以外の分につきましては、防災広場の備蓄棟なり、そういう備蓄できる箇所に入れておいて、非常時にそこから配って使いたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 本日午後3時から見学に行きますので、ぜひ状況を見せてください。

熊本県は、5月28日に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所対応の指針をまとめて市町村に通知したと新聞記事に書かれています。その中に、避難者が新型コロナへの感染を懸念し、車中泊が増えることを想定した対応を求めたと書いてありました。

防災広場は、徒歩での避難を原則としていますが、多くの車が集まってきた場合の運用は、県の指針の前と後では何か変わった点とかありますか。細かい項目には上げてませんでしたけど。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

防災広場につきましては、地震が発災した直後に住民の皆様が避難していただく場所というふうに考えておりますが、熊本地震のような大きな災害が発生した場合には、車の中に入れて車中泊もできるようなスペースがございますので、そういった活用もしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 課長、答えは、「はい。」と言ってから挙げなん分かんよ。

矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 大体何台ぐらいとまるんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

申し訳ありません。現在、何台とめられるのかというのは試算をしておりませんので、この場でお答えすることができません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） ちょっと意地の悪い質問だったかもしれませんが、皆さんが本当にコロナを恐れて車中泊という手段をとられる場合のことを考えて、もう一回しっかりと試算をお願いします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） それでは、2番目の、梅雨入りで水害や土砂崩れ、短時間の大雨による排水し切れない雨水による道路冠水などの情報の伝達方法は防災無線だけで対応できるのかという疑問です。

現在の防災無線は、室内では聞きづらく、みんな家がすごく密室がよくなって、音が聞こえづらくなってるんですね。さらに、テレビの音や雨の音で、重要な情報の提供としては役割が果たし切れてないのかなと思います。夕方の5時とか6時の時報というか放送は聞こえるので、時報がわりにはなっておりますけれども、重要な情報の提供として戸別受信機が、地域の



区長、民生委員、消防幹部、福祉施設、そして私たち議員など212台が現在貸し出されているということですが、この辺は何かさらなる検討とかはされていますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

まず、災害時の住民の方々への情報伝達については、大雨や台風など事前に災害の発生が予測される場合には、防災行政無線や町ホームページ、きくよう安心メール、ヤフー防災メール、テレビ、ラジオなど複数の情報伝達手段により、気象情報や避難所の開設予定などの情報をお知らせします。その上で、実際に土砂災害や道路冠水などが発生し、人や車の通行などに危険が及ぶおそれがある場合には、職員や消防団員の協力のもと、災害現場で交通整理を行い、危険を回避することとしております。

きくよう安心メールにつきましては、携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報だけでなく防犯情報やイベント情報、町からのお知らせを受信するもので、6月1日現在で約1,700名の登録がっております。同様に、携帯電話などへの菊陽町の防災情報を知らせる方法として、本町と協定を結んでいるヤフー株式会社が提供するヤフー防災速報アプリがあります。こちらで菊陽町の情報を受け取れるよう設定している利用者が、同じく6月1日現在で約1万2,000名となっております。

このような携帯電話などへの情報伝達は、住民の皆様迅速かつ正確に情報を伝えることができ、大変有用な方法であると考えていますので、町としましても、多くの皆様に活用していただくよう、町広報や防災士の方々の協力を得ながら推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢者への地域活動を利用した学習の機会でございますが、地域からそのような依頼がありましたら対応させていただきたいと考えています。また、本町では、生涯学習の機会を提供するために、中央公民館や各町民センターでの主催講座や、生涯学習課を窓口とした出前講座を実施しています。主催講座として、スマートフォンの取扱いを学習する講座もありますし、出前講座メニューの防災については、防災に関する知識の啓発、防災意識の向上だけでなく、きくよう安心メールなどの登録や取扱いについても対応しておりますので、ぜひこのような事業も御利用いただければと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） 本当に、出前講座とか活用したいと思います。私自身もスマートフォンとか持っていますけれども、なかなか使い方というか、活用し切れてない。また、高齢者の方々は、お孫さんとの電話とかには使ってるけども、メールとかLINEを送っても読み切らんとかという方々も多いので、本当に自分たちの命を守る手段として、啓蒙活動として、町も推進をお願いしたいと思います。

スマートフォン等を持っている方はいいんですけども、スマートフォンを持っていない高齢者、あるいはまた障がいをお持ちの方とかには、戸別受信機の貸し出しとかはできないのでしょうか。1台約5万円と先日お伺いしております。助成があるなら買いたいという方も

いらっしゃるかもしれないんですけども、そういうものの検討についてはなされませんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 御質問にお答えします。

戸別受信機は、防災行政無線での放送を屋内で聞くことができるため、大雨や強風時にも確実に情報伝達できる手段と考えております。現在のところ、戸別受信機は、区長、自治会長、消防団幹部、議会議員、民生委員、児童委員、加えて、水害や土砂災害の危険のある白川沿川地区の役員宅など、災害時において確実に情報を伝達し行動していただく必要があると考えられる箇所に設置させていただいております。

なお、平成31年には、町内の介護施設や老人ホームなどの福祉施設18か所への設置を行っております。

御質問の、スマートフォンを所有しない高齢者や障がい者への戸別受信機の貸し出し、購入希望者への購入補助は、現在のところ予定はしておりませんが、町が実施している支援策として、在宅高齢者等24時間緊急通報体制整備事業がございます。おおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、心疾患、発作を伴う疾患がある方、または下肢筋力の低下等により転倒のおそれがある方を対象に、緊急装置の貸与を行っています。急病やけが、災害などの緊急時にボタンを押すことで、サポートセンターにつながり、迅速適切な対応を図るもので、必要に応じて、あらかじめ登録した協力員が駆けつけるといった取組となっており、現在46名の方が利用されています。

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人に対しては、平常時から対象者を把握し、災害時要援護者避難支援計画に基づき作成する個別支援計画を充実させ、避難支援を素早く確実に行うことが重要と考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君。

○2番（矢野厚子君） ボタンを押せばサポートセンターから人が来るということなんですけれども、本当に、途中の道路がどうなってるか分からないわけですね、災害の場合は。そのために、情報だけでもきちんととれるように、その辺をこの戸別受信機なりで、今どこどこがこういう状況にありますとか流して受信ができるなら、少しは安心感につながるのかなという、そういうふうに思っております。

昨日も町長がお話がありましたけれども、財政指数が高いということで、臨時交付金の額もほかの市町村よりも1人当たりの額が少ないと聞いています。限られた予算の中で工夫していかなければなりません。既にあるもの、各人が所有しているスマートフォンなどを最大限に生かして安全対策をしていかなければと思います。

新型ウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用事例集、先日いただいたこれですね。ここの左上の方に、「脱コロナに向けた、協生のススメ」と書かれています。この協生の協の字が、

共に生きる共生ではなくて、協力して生きる協生となっています。ちょっと辞書で調べたりもしたんですけども、この協力の協の協生という言葉は辞書には載ってはいないんです。ただ、協力の協には、力を合わせるという意味があります。脱コロナに向けて、ただともに寄り集まって生きるのではなくて、力を合わせて生きなければコロナから抜け出せないということだと個人的には理解しています。

町民の皆様が気持ちよく協力して、安心して住みやすいまちづくりの手段として、今後も、防災広場、今後できる防災センターの有効最大活用ができるように、私自身も活動してまいります。皆様のしっかりとした対応をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時40分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表しまして、一般質問を行います。執行部には、明確な答弁を求めます。

新型コロナウイルスのパンデミック、世界的感染流行に対する懸命の対応が、地球規模で続けられています。町の職員の皆さんも、コロナに関する業務が膨らみ、その対応で非常に大変ではないでしょうか。

熊本県では、政府の緊急事態宣言を解除するという状況を踏まえて、5月21日から休業要請を全面解除、その後、国は5月25日、緊急事態宣言を全面解除しました。まだまだ油断はできません。外出自粛や休業などの事業者の必死の努力で、新規の感染者は減少しています。しかし、医療の専門家は、ほとんどの人がウイルスへの免疫を持っていない状況では、今後、第2波、第3波の可能性が高いと指摘をしています。

私は、今日の質問は、今後第2波の感染に備えるための対策、2つ目に、町独自の支援策についてと、2つ上げています。時間が30分と限られていますので、まず一番私が今日言いたい町独自の支援策について先に質問をさせていただきます。その後、1番のPCR検査や医療や福祉の状況などについて取り上げたいというふうに思います。

2番の、町独自の支援策なんですけれども、各地の自治体では独自の支援策が出されています。現時点で町の対策と、今後考えている対策についてお尋ねをしたいと思います。

2つ目は、一緒にお話をします。

近隣の山鹿市では、独自の施策として、福祉施設への事業継続支援、また生活困窮者相談支援の強化、それから妊産婦の緊急支援として、4月28日以降に生まれたお母さんと子どもに、母子に1人10万円、また学校給食費は1年間無償、保育所の副食費はおかず代も1年間無償、そのほか、観光、農業、また避難所の感染対策などに、かなり独自の支援をされています。66億円の財政調整基金のうち、これに6億円を充てるということで聞いています。

それで、菊陽町の、すいません、ちょっとマスクを外させていただきます。私にどういう意見が寄せられたかというのを紹介したいと思います。

熊日に各市町村の独自支援が載っていますが、本当に菊陽町は水道料金の基本料だけなのか。町は財政力が豊かではないのか。それから、結婚式場で働いているある方は、3月からほとんど仕事がない。ずっと3、4、5と仕事がなく、6月も仕事に行けるかどうか確認したら、やはり予約が入っていない、働けないということです。また、ヘルパーで働いている女性の方なんですけれども、ヘルパーの方はとてもこの間忙しくて、なぜかという、利用者さんは外出を自粛をされたり、病院やデイサービスをお休みするなど、在宅にいる時間が非常に多い、で、在宅ヘルパーへの負担が増えるということで、今、医療への手当などは検討されているけれども、介護への手当はほとんどないと、そういうこともあります。

それであと、学校のところでは、子どもさんを預けているお母さんは、学校も学童もあけてくださって、先生方も本当に大変だったと思います。実際、学童の方は預ける人は少なかったようですけれども、非常に安心しました。オンラインの授業はありませんでしたけれども、前半は子どももだらだらして、これがいつまで続くだろうかと不安に思っていたけれども、後半は時間割りなどがあって、子どもも少し時間割りどおりに過ごせてほっとしたというような御意見などもいただいています。

私は、やはり一番今、町民の方は、菊陽町は今のこのコロナの状況をどういうふうに認識して、町独自で町民の今の暮らしを支えるための施策を何とか考えてほしいというのが一番率直なところだというふうに思います。特に女性の方にのしかかってくる家での仕事、また介護、そして女性の方は一般的にそういうわけではないんですけれども、パートや非正規で働いている人が非常に多い状況もあります。そういう中で、今、町が考えていること、そしてこれからどういうふうに取り組んでいくのか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

甲斐議員の質問のときに、答弁で、国、県、近隣市町村の動向を見て、また地方創生臨時金の状況、そしてこれから菊陽町は教育のICT化などを進めなければいけないので財源が非常に大変だということだというふうに思いますけれども、地方創生臨時金は前回8,700万円来ていまして、そのうち6,000万円ぐらいを使うということで聞いてます。恐らく今度2兆円になると、倍近く来るのか来ないのか、まだはっきりしてないんですけれども、先ほど紹介しました山鹿のように、国や県や周りの動向を見てではなくて、町民の実態から、今、財政調整基金とかそういうのも使ってでもこういう生活の支援、また子育て支援、そして特に収入の減った方についての支援などをできないか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） それでは、各地の自治体では独自の支援策が出されているが、現時点での町の対策と今後考えている対策はあるかについて御答弁いたします。

御承知のとおり、国において、特別定額給付金や、子育て世帯、ひとり親世帯への特別給付、医療介護施設への支援、家賃補助を含めた事業者への支援など、さまざまな施策が次々に打ち出されております。町では、新型コロナウイルス感染症にいち早く対応するため、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金など国の施策に加え、町独自に、教育子育て施設の衛生管理や、経済的にダメージを受けた事業者への支援について、5月1日付で関連予算を専決処分いたしました。具体的には、町内の小・中学校や保育所などの衛生用品の購入、町内の飲食宿泊業者への一律10万円の給付による支援、売上減少が30%以上50%未満の事業者への10万円の給付による事業継続支援など、町独自で取り組んでおります。

これに加えて、支援が必要な児童に弁当を提供するなどの独自支援策を実施するとともに、新型コロナの影響により生活困窮に陥った世帯への食料支援であるフードストック事業や、売上げが減少した事業者への支援を農業者にも拡大するなどの独自施策を予定しております。そのための関連予算を今定例会に提案しておりますので、よろしく御審議いただきたいと思っております。

今後も、国の第2次補正予算における支援内容や近隣市町村の施策等を把握しながら、菊陽町としての支援策を検討してまいります。支援に当たっては、町の財政状況にも配慮しながら、町民の皆様の安全・安心を守る施策とともに、今回の新型コロナ対応を転機とした、菊陽町の将来につながる施策にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、答弁がありました。町独自の支援で、経済的ダメージを受けた業者に一律10万円とかありまして、恐らく3,500万円と2,500万円と6,000万円のところだと思うんですけど、これは地方創生臨時金を見越してのことだというふうに思いますけれども、町独自の財源を出した町独自支援なのかどうかを1つお聞きしたいのと、熊日の報道では菊陽町が出てこないんですね。6月6日の土曜日の事業者支援のところ、私の見過ごしではないと思うんですけども、事業者支援のところにも入ってませんし、生活支援のところは水道料金だけしか入ってませんので、その兼ね合いについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） まず、町独自支援というところで御答弁いたしたいと思っております。

この臨時交付金につきましては、交付方法といたしまして、実施計画というものをつくりまして、それに掲載された事業のうちということになりますけれども、国庫補助事業の地方負担分、それから地方が行う地方独自の事業について充てられるということでございますので、町で独自で支援する事業について充てるということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、町長にお尋ねしたいと思います。

恐らく今、地方創生臨時金の中でも、町独自ですれば町独自の支援ということになるということで答弁だったかと思うんですけども、山鹿の方は、それも含まれるんですけども、また別に財政調整基金から6億円入れて、先ほど紹介しましたいろんな妊産婦への支援とか福祉事業所などへの支援、副食費、給食費の無償化などをされるというのは、私は非常に評価できるというふうに思います。この間ずっと、臨時、財政調整基金なども、町長とはもう二十数年、財政のことは議論をしてきてますが、100年に一度と言われるコロナの危機、こういうときこそ財政調整基金を使っても、町長のリーダーシップとして、やはり町としてはこういうところが厳しいので菊陽町はここに力を入れたいということで、ぜひ、こういう県内市町村の独自の支援がほかのところでも続々とと言われるときに、水道料金はもちろんうれしいんですけども、ほかにやはり必要性があるのではないかと私は思いますが、町長はどういうふうにお考えなんでしょうか。

議員としては、やはり町民の今の暮らしの状況とか、それぞれの議員が町民からつかんでいける相談なり状況なりを町執行部にお伝えして、そこで施策を考えていく、そこが私は議員の一番の仕事だというふうに思っています。町長にはぜひリーダーシップを発揮していただきたい。もちろん、財政状況で東京などに要望されたというのは十分評価してますし、もちろん国や県にももっともっと頑張ってくださいというふうに思いますけれども、今の状況の中で、暮らしを支える、このコロナの状況では本当にそれが必要ではないかと思いますが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町のコロナの対策と申しますか、これについて今、総合政策課長が答弁しましたけども、大体、昨日の議会の方に御説明、要望に行った内容だけしましたけども、今度また機会をつくっていただくということでありますので、そこできちんと説明したいと思いまして、昨日は、一般質問もされるということで、そこを言ってしまうと非常に、質問をされる内容もまた変えんといかんようなことになるというような話もちょっと聞きましたので、昨日は控えとったところなんですけども、今回の6月の補正の中で財政調整基金の1億1,000万円ほどまた入れまして、取崩し額がこの6月の補正の段階で8億8,000万円が、これは当初予算のときに、コロナの以前に、今、町が進めております事業もありますけれども、いろんな面で財政的に、交付税等はほとんど来ませんので税収でカバーしなければならないというようなところで予算化してますが、そういうところからして、今回の6月補正後の財政調整基金というのは11億円程度に落ち込んでくるということで、これも最終日のときにきちんと表をつくったものを示しながら説明したいと思います。

そういうことで、国からの地方創生臨時交付金が来なければなかなか取り組めないというの

がうちの实情です。言いましたように、財政力は一番高いんですけども、この臨時交付金が来とるのは1人当たりで見ると2,000円しかないんですね。山鹿市の場合は、たしか5,000円ぐらいあったかと思います。それと、小林議員が言われましたように、山鹿市は財政調整基金が約66億円ぐらいありますね。それと、この臨時交付金の方も2億5,000万円ぐらい来とるわけですよ。それで、その1割使っても、6億円から7億円ぐらい使ってもまだ60億円ぐらいは残るといふことで、こういう支援ができるんじゃないかと思っているところです。

そして、今日の新聞に第2次の臨時交付金の概要が出ておりましたけども、2兆円、この地方創生臨時交付金が今度予算化されますけれども、1兆円は今までと同じように人口と財政力、これをまた使うということになってます。さらに、高齢者比率もそこで交付の基準に取り入れられるということでもありますので、菊陽町は高齢化比率が一番低いということになると、またそこで影響しやせんかなということ、心配されることもあります。もう一つの1兆円は、これは人口と事業者数とで配分することになってますけども、これも実際示されないとなかなか見えないところでもありますので、そういうことがきちんと決まった段階では、できるだけ、小林議員が言われるようなことは実際はやりたいんですけども、やれないのが实情です。そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 第2次補正は今からということなんですけれども、基本、今の町長の答弁では、財政力はあるんですけども、人口や財政力、それから高齢者比率等の基準で来るので、非常に菊陽のような財政力のあるところには低く抑えられてくるということです。ただ、やっぱりその中でも、議会と執行部両方が知恵を絞って、何ができるかを考えようという提案でしたので、私はやはり、この前、熊本県は立野ダムにまた230億円の追加予算を決めました。私自身は、熊本市があれば河川改修も進んでるので、ダムを900億円とか、また230億円なので1,000億円になるんですけども、このようなときに本当に必要じゃないというふうに、こういう財源をもっとコロナとかに回してほしいと私自身は考えています。

ぜひこういう声も県にも届けていただきたいと思います。町長はこの点については、やっぱり梅雨に入りどうしても必要だとお考えなんですか。その点も、これは財源の一つとして、今のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ダムのことはコロナとは違いますけども、せつかくですので、国の方がつけるものは、ダムの方のかさむものについては、これは国交省が予算をつけるものというふうに私は理解しております。それで、とにかく今回また議会の中できちんと状況を説明して、情報を共有しながら、国や県の方にいろんな活動をしなければならぬと思っておりますが、そういう点について、また説明の機会をいただいて、きちんとやりたいと思っております。

それと、補正の中の8,700万円来とるうちで、今6,000万円充てておまして、あと2,700万円残るといふんじゃないかと言われますけども、それは次の補正予算のときに説明しますけど

も、G I G Aスクール関係を取り組みますと、債務負担行為も入れますと、これが約5億円から超すわけですね。そういう中にありますけども、このG I G Aスクールは、いわゆる小・中学校の教育が、これは全国一斉に取り組みますので、我が町が遅れないようにしっかりと取り組みたいと思っておりますけども、この第2次の臨時交付金がどれだけ来るかということは非常に気になるところであります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 立野ダムが唐突だったように受け取られたかもしれないんですけども、やはり財源をどういうふうにするかということで、私の考えを述べさせていただきました。

なかなか町民の方には、菊陽町の財政力等、国からお金が来ない、そしてコロナ対策がなかなか独自にできないというところは理解しにくいところがあります。私は、町民の状況を行政に今後も伝えていきたいというふうに思います。財政状況などはしっかり町長からもまた後日お聞きしたいというふうに思います。

それでは、1番なんですけれども、PCR検査センターの設置などを国、県に要望できないかと、あと医療提供体制について、これも一緒にお尋ねをします。

熊本県の場合は、5月26日までのPCR検査件数が3,878件で、うち陽性が48件、県のPCR検査数は人口1,000人当たり2.21人です。先日、18の県知事の会議が行われて、その中で、コロナ対策に対する提言がなされています。それを見ますと、今、1日2万2,000件の検査数を、知事の提言では1日20万に拡大していくというふうにされています。それはなぜかといいますと、新しい生活様式と言われても、補償がなければ要請自粛ともとれかねないという状況もあります。やはり検査をしっかりと、そして感染拡大の防止をしながら経済活動を進めていくということが、これからもっともっと必要ではないかと思っております。

今、県は今度の6月議会で、新たに4か所PCR検査センターを設置するための約四千数百万円でしたかね、予算が計上されてるというふうに伺っていますけれども、私は、特に菊陽や合志や大津など人口が増えているところにも1か所必要ではないかと思っておりますが、この点についての町の答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

熊本県では、5月14日に緊急事態宣言が解除され、新規感染者数は5月9日以降確認されておきませんが、国内での新規感染者数は解除後も日々確認されているため、油断できない状況が続いております。このような状況を踏まえ、政府においては、都道府県及び政令市の行政検査体制の強化を図るため、国の第2次補正予算において、地域外来検査センター設置などに366億円を予算計上するとしております。

県においては、県央、県央は熊本市でございまして、県北、菊池管内は県北に入ります。それと、県南、天草の4圏域にPCR検査センター等の整備について、今議員がおっしゃられま



したように、6月定例会の補正予算において4億5,000万円が計上されており、第2波への備えとして今後検討されていくものと思われます。

なお、政令市であります熊本市においては、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を集中的に実施する地域外来検査センターを開設して、市医師会に業務委託を行うと発表しております。

県では、これらの検査体制整備を図り、県全体の検査体制を、現在の1日当たり184件を、今後は234件に拡充すると予定しております。町としては、検査体制の整備、対象者の拡大については、今後、国、県の検査体制のさらなる充実強化を期待しながら注視していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか注視しながら期待するだけでは進まないの、やはりしっかりと第2波に備えるための国、県に要望をしていただきたいというふうに思います。

それから、医療供給体制なんですけれども、これは国にぜひ財政保障を要望できないかということ。今後、医療供給体制の抜本的強化が必要だと思えます。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた全国の病院では、1病院当たり1億円の赤字ということで調査なんかも出てます。さらに、新型コロナウイルスの患者を受け入れていない医療機関でも、このコロナ対策で大きな財政負担があります。患者さんも病院での感染を心配して、受診抑制も起きている状況です。

今の医療現場のこういう危機的な状況について、町としてもぜひ国や県に財政的支援を要望していただきたいと思いますが、町長の見解を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の第2次補正予算案の中に盛り込まれた事業で見ると、感染症緊急包括支援交付金の中で、医療・福祉・介護の提供体制を強化する、そういう幅広い取組を支援するというので、2兆2,370億円が今回用意されとということですので、そういう中で、町の中での医療機関等がいろいろ困ってるような状況をくんで、きちんと訴えるような必要性があるものについては要望していきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日は特に、町独自の支援というところにこだわって質問をさせていただきました。質問だけではなかなか前に進みませんでしたけれども、今後とも町民の実態、状況をしっかりと伝えて、町と一緒に考えていければと思います。

終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時28分

再開 午後1時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 皆様こんにちは。大久保輝でございます。

傍聴にお越しの皆様方、大変ありがとうございます。

今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてということで質問させていただきます。

今回、このコロナ禍というものは、全世界的な災害と言ってよい状況であるというふうに思っているところであります。4年前に起こった熊本地震や、これから発生し得るであろうと思われる風水災などと違い、目に見えないウイルスによるものであり、この感染症そのものは誰にでも感染のリスクがあるわけであり、しかし、今回のコロナ禍による経済的な打撃については、その影響が人によって、あるいは企業においてもその事業が何なのかなどということによって大きく違っているということが大きな特徴としてあるのではないかとこのように思っております。その中でも、特に飲食業や宿泊業、観光業、イベント関係、理美容業、交通関係、整体業などなど、そのほかにもさまざまな業種業態の方が売上げの大幅減少などに陥っているところであります。

4年前の熊本地震では、さまざまな方々がいろんなボランティア活動等をされておりましたけれども、中小・小規模事業者の方々も、多くの方が炊き出しなどさまざまな活動に取り組んでいらっしゃいました。そういった中小・小規模事業者の方々が、今現在、大変危機的な状況にもなっているところもあるということで、今回は主に町内の中小事業者に対する支援についての質問をさせていただきたいというふうに思っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関することとして、学校の感染防止策、職員の方々の勤務体制についても質問させていただきます。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） それではまず、1項目めの質問であります。町内の中小企業者に対する支援についてということです。

新型コロナウイルス感染症が、熊本県内では2月21日に1人目の感染が確認されたということで、その日を境に、熊本で、そして菊陽町内でもさまざまなイベントなどが中止となり、それ以降、地域の飲食店などにおいては来客が激減するというお店が出てまいりました。その後も、状況はずっと悪化していくというところであったかというふうに思います。緊急事態宣言が全国に拡大され、そんな中、飲食業を中心に影響が出ている事業者や店舗は、3月から5月にかけての売上げが、お話を聞くところによると、月によっては昨対比で90%減ってるようなところもあるというふうに聞いているところもございます。

現在は、緊急事態宣言も解除され、少しずつ人の動きも出てきているように思っておりますけれども、この約4か月ぐらいの間に大きく売上げが減少したお店に関しては、現在も厳しい状況が続いているお店も多くあるかというふうに思います。また、これからの見通しも不透明な中、この間に一旦失った売上げなりは、この減少分を取り戻すということはなかなか難しいというふうに思うところであります。

そのような状況の中、菊陽町ではこの間、今回のコロナ禍における中小事業者への影響についてどのような調査を行ったのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

町では、新型コロナウイルス感染症の中小企業等向けの資金繰りの支援として、熊本県の融資制度であるセーフティーネット危機関連保証の認定業務を行っております。その認定業務の中で、申請者や申請代理人である金融機関担当者に対しての聞き取り調査や申請書類から、業務状況等の分析を行っております。あわせて、町商工会をはじめ、町内飲食店舗、ホテル、金融機関、誘致企業などから情報収集や直接の聞き取り調査を行いました。その中で、熊本県の臨時休業要請の対象外となっている飲食店と宿泊業が、新型コロナの影響により、早い段階から一律に甚大な影響を受けている業種であることを把握いたしました。

そのような状況を把握いたしましたので、まず、明らかに甚大な影響を受けていると考えられる業種の支援ということで、菊陽町内の飲食店や宿泊業に対し、菊陽町飲食店・宿泊業支援金事業として、一律10万円の支給を、簡易な書類審査でスピード感を持って開始しているところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ありがとうございます。すいません、マスクを外させていただきます。

大変しゃべりにくいもんですから。

直接的にもいろいろと聞かれたということでございましたけれども、大体どれぐらいの件数を聞かれましたでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） そんな多くはやっておりませんが、まず商工会には、事務局でありますけど、商工会の方には現在のコロナの状況、全般的なことと、飲食店等については、二、三件お聞きしております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すいません、率直な気持ちとしては、二、三件の聞き取りではちょっと少ないのではないかなというふうに思ったところであります。

それでもって、②の質問のところに移らせていただくわけですが、菊陽町は飲食業・宿泊業支援事業ということで、今経済部長がおっしゃられた一律10万円の支援金を交付されるということでございます。また、菊陽町事業継続支援金事業も本日から申請の受付を開始すると

ということで、昨日、町長からの行政報告でお聞きしているところでございます。これ自体は、事業者の方からすると、これは大変ありがたいというふうに思うところではあるかというふうに思います。

しかしながらということではありませんけれども、確かに今経済部長がおっしゃったように、飲食業、宿泊業が一番打撃が大きいということでおっしゃられましたけれども、その中でも業態によっては、例えばもともとがテークアウトの専門店で行っているようなところについてはそれほど大きく影響を受けてないというところもあるというふうにお聞きしております。また、先ほども申し上げましたとおり、飲食業や宿泊業でなくても大きく影響を受けている中小・小規模事業者も実際多くあるわけでありまして。

そういう中で、やはり飲食業、宿泊業以外の事業者の方々からすると、なぜ飲食業、宿泊業だけに一律の支援金が交付されるのかというような声もお聞きしております。先ほど、この件についての答弁も一緒になってたように思いますけれども、改めて、なぜこのような区分になったのかということでお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） お答えします。

先ほど答弁で申しましたとおり、県の融資制度でありますセーフティネット保証の認定事務を行う中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって幅広い業種が影響を受けていることも把握いたしました。その内容としましては、業種別の申請件数で、飲食業、宿泊業を含むサービス業が56件、建設業が42件、小売業が31件、製造業が12件、不動産業が6件、卸売業が5件、その他12件となっております。また、申請件数の推移、状況においては、3月が38件、4月が59件、5月が67件となっており、3月から4月の伸び率が1.55倍と高い伸び率を示し、引き続き5月も多数の申請状況となっております。また、申請時の聞き取り調査などから、輸入部材の不足による工事の休止によって減収した建設業や、学校の卒業式、入学式の縮小だけではなく結婚式の延期などで売上げが急減した生花業などの小売業で、業種を問わずさまざまな影響があることが分かりました。

このような状況の中、国では、事業継続の下支えとして、事業化給付金事業により、売上げが50%以上減収の事業者に対し、最大で法人に200万円、個人に100万円の給付金が支給されているところですが。また、熊本県においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者を幅広く支援するため、国の支援対象外である、売上げの減収が30%以上50%未満の事業者に対し、熊本県事業継続支援金として、最大で法人に20万円、個人に10万円の支援金を交付されてるところでございます。

このような国や県の支援制度に加えて、町では、町内事業者の幅広い支援のために、売上げの減収が30%以上50%未満の事業者に対し、法人、個人を問わず一律10万円の支援金を交付する菊陽町事業継続支援金事業を実施し、本日より申請受付を開始しております。この事業は、法人、個人に対して業種の限定を行わず実施することから、幅広い業種への支援につながるもの

と考えております。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） すいません、質問としては、一律の10万円についてはなぜ飲食業、宿泊業だけだったのかということをお尋ねしてるんですけども、その辺について明確に簡潔に、よければお願いできればと思います。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） まず、最初の答弁で申しましたとおり、飲食店、宿泊業に対しまして、経済の影響を受けてるということで、町としてはそこを一番に考えたところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 私の中で、すいません、よく理解できないところがちょっと残りますけども、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

③のところになりますけれども、こういった飲食業、宿泊業への支援だったり、そのほかの事業者への支援も含めて、菊陽町としての独自の支援というところで私は捉えているところがありますけれども、本日さまざま一般質問を皆さんされていらっしゃる中で、やはりこれ以外にも各市町村でさまざまな独自の支援事業が各市町村でされておりまして、県内でも幾つかの自治体では、商品券の配付などが発表されたりもしておりまして、このような事業は町民の方にとっても、そして事業者にとってもありがたいことなんじゃないかなというふうに思っております。

また、昨日、町長は、昨日の議会が終わった後の議員連絡会だったでしょうかね、そちらで町長の方から、特別定額給付金を積極的に使ってほしいということでおっしゃられました。本当に私もそのとおりだと思います。しかしながら、私の口座には入ってこず、今、妻が全て握っている状況でございまして、現金ですとやっぱりどうしても預金に回ってしまう可能性もございまして。そしてまた、いつでも使えるというところもございまして、すぐに経済の活性化につながるか、これはなかなか難しい部分もあるかもしれません。しかし、期限つきの商品券などを配付すれば、それについてはほとんどの方が使ってしまうのではないかというふうに思いますので、現在の大変な状況にもある中小・小規模事業者からするとありがたいのではないかというふうにも思うところであります。

菊陽町議会としても、先日、議会より町へのさまざまな支援の要望ということもされていたかというふうに思いますし、その中にこういった項目も入っておったかと思っております。昨日から本日にかけて、町長からのいろんなお話を聞いておりますと、財政的に非常に厳しいということをお聞きはしておりますけども、私は特に中小・小規模事業者に対してのこれからの支援についてどのように考えられてるのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっきも言いましたように、今度の国の第2次補正の関係で、地方臨時交

付金が2兆円用意されとって、その中の1兆円程度が人口、事業者数で、それから感染状況の中で支援するということでありまして、こういうものが菊陽町にどの程度限度額として交付されるかが出てくれば、またその中で取り組めるような事業は取り組んでいきたいと思っておりますけれども、商品券の話もありましたけれども、要は全町民の方に1人10万円が、そしてそれも9割程度振り込みも終わっておるような状況でありますので、それを町内の中の経済が回るようにぜひ使っていただきたいということと考えておるところであります。

先般、職員の方にも、この臨時交付金の方を活用して、特に町内の飲食店等、なかなか人が動き出さないと行きにくいところがありますけれども、職員の方も少人数で、それから3密を避けるような方法で、ぜひ、職員の方も利用し出したという姿を見せるのも大事じゃないかということ、要請をしているところでもあります。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 積極的に私自身も使えるように頑張りたいと思ってるところでありますけれども、私自身も小規模事業者の一経営者でもありますし、そういった立場でも、周辺の皆様からの悲痛な声を多くお聞きしてるところでありますので、今回、中小事業者の支援に関しての質問ということでさせていただきました。もう少し時間があれば、もうちょっといろいろとお尋ねしたいことが多々あるわけがございますけれども、時間の関係上、この辺でこの質問については終わらせていただきたいと思っておりますけれども、経営をしてる者としては、常にさまざまなリスクを自分自身で背負っていかなければならないということは当然だというふうに思っておりますし、またその支援に頼りたいと思っているわけではないと思っております。しかしながら、同じ県内であっても、町長が言われるように、さまざま各自治体の財政状況が違うというのはあるかというふうに思っておりますけれども、しかし市町村によつての支援の差があると、あっちの自治体はいろいろされてるのにとというふうな気持ちを持つのも事実であろうかというふうに思っていますので、この辺につきましましては前向きに思い切ったところを検討していただきたいなというふうに思うわけであります。

もちろん、全ての人が納得できるような支援策というのは、これは難しいかというふうに思いますが、大きな予算の伴うことだけではなくて、先ほど町長がおっしゃられた地域の店舗を使うと、こういったのが本当は一番気持ちとしてはありがたいのではないかというふうに思いますが、事業者としては、そういったところも積極的に、これは事業ということではないかもしれませんが、そういったところのお声がけもしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。そういった気持ちもしながら、しかし大きな支援の事業もぜひ取り組んでいただきたいことを再度申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

(2)につきましましては、学校の感染防止策についての質問をさせていただきたいというふうに思いますが、こちらにつきましましては、1つ目、①の質問につきましましては、授業の遅れにはどういうふうに対応するのかということは、先ほどの甲斐議員の質問の答弁がございましたので、お聞きしておりますので、学校が再開してからの子どもたちの様子などについても少しお尋ね

できればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 6月1日から本格的に学校を再開したところでございますが、長期の臨時休業中においても、再開を決めた時点から、子どもたちも家庭で過ごした生活から学校中心の生活にスムーズに進むことができるように、体ならしであるとか心ほぐしを分散登校等でありながら準備を進めてまいりました。おかげさまで、私も実際に何校か拝見しに参りましたけれども、スタート時点でどの学校も子どもたちが本当にうれしそうな顔をして、落ちついた生活ができているように思ったところでございます。

給食の時間も見せていただきましたが、いつもはおしゃべりをして楽しい給食の時間ですけれども、皆、前を向いて静かに給食を無言で食べているという様子もございました。これも学校での新しい生活様式、そこに向かって教師と子どもたちが師弟一如となって一生懸命取り組んでいる姿に映りましたので、けなげな思いがいたしまして、応援していかなければならないという思いを強くしたところでございます。

ただ、これからの学校生活というのは、新型コロナウイルス感染症に対する不安を感じながら、同時に学習保障もしていかななくちゃいけない、そういう、子どもたちや教職員は大きなストレスの中で学校生活を送ることになりますので、教育委員会としても、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラー等の派遣を強化しながら、一生懸命子どもたちの学校生活を支援していきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 通告はしておりませんでした、ありがとうございました。子どもたちが戻って、落ちついて学校生活を送っているということをお聞きしたところで、私も大変安心したところでございます。

②の項目に移らせていただきますけれども、今後、コロナの第2波がやってこないとも限りません。そのような中で、今後、オンライン授業についてはどのように進んでいくのかということをお尋ねしようと思っておりましたが、こちらも布田議員、甲斐議員からの質問に対する答弁で、町としての考え方はおおむね理解できたというふうに思っております。

1人1台のタブレットの整備をということで先ほどおっしゃられてましたけど、この目途というのは実際どう、時期的にはどれぐらいを目途で考えてらっしゃるのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 令和2年度内の早い時期に整備をしたいというふうに考えてるところでございます。ただ、これから先、調達も含めていろんな時期が大変難しい状況もありますので、我々としては、事務を早目に進めながら、できるだけ早く子どもたちの手に届くように努力をしてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番(大久保 輝君) なかなか物理的な問題もあるかというふうに思いますけど、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

3項目めの質問に移らせていただきます。

町職員の勤務体制についてというところでございますけども、コロナ感染防止に大変気を使いながらの業務かというふうに思いますが、現在の職員の方々の勤務体制がどのようになってるのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長(上田茂政君) 総務課長。

○総務課長(板楠健次君) お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に町の職員が感染することになれば、町民への住民サービスが滞り、また場合によっては役場を封鎖しなければならないような事態も考えられ、職員から感染者を出さない取組は非常に重要なことであると考えております。

全国に緊急事態宣言が発出された後、まず4月21日から交代で土曜日、日曜日に出勤をし、その分を平日に週休日として休む取組と、年次有給休暇の積極的な取得を推進し、分散型勤務を実施しております。さらに、4月27日からは、出勤時間を午前7時、通常の8時30分、それから午前11時の3パターンとした時差出勤を取り入れた勤務体制をとっているところです。また、6月から9月の期間は、夏季特別休暇を5日間付与しており、計画的な取得により、より分散型勤務となるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長(上田茂政君) 大久保輝君。

○3番(大久保 輝君) では、②の質問の方に移らせていただきます。

ふだんの業務に加えて、今回のコロナ禍によって、対策本部が設置されたり、特別定額給付金の事業やそのほかさまざまな支援事業など、そしてこれからは、6月から9月まで夏季の休暇ということでもありますけど、ちょうどこの時期は風水災の災害が発生する可能性があるような時期、こういったことに対する対応も増えてくるかというふうに思います。そういった業務量がこれからさらに、今も増えているのではないかというふうに思いますし、これからも増えることが予想されるというふうに思われる中で、先ほどお聞きしたとおり、分散型の勤務体制であるということですが、これで業務的な支障は来していないのかということについてお尋ねをさせていただきます。

○議長(上田茂政君) 総務課長。

○総務課長(板楠健次君) お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による業務への影響ですけれども、新型コロナ対策関連の業務により、さまざまな部署で業務量が増加しております。ほかの部署からの応援などにより、業務に支障が出ないよう柔軟に対応しているところです。例えば特別定額給付金の事務については、給付対象が全世帯で、膨大な事務量があり、10人を兼務させ、特別定額給付金対策室を設置して対応しております。また、人材派遣会社からも派遣を入れて事務処理を行っております。



が、申請書の封詰め作業など多くの人員を要する際は、ほかの部署からの応援により事務作業を進めています。

このように、今回の新型コロナウイルスの関連業務については、業務に支障が出ないよう、職員が一体となってその対応に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 本当に業務量も増えて大変な中かというふうに思いますけども、感染拡大防止にも努めながらということになるかと思いますが、引き続き頑張っていたいただきたいというふうに思うところであります。

③の今後の勤務体制についてというところで、リモートワーク等についての検討をするのかということでお聞きしておりますけども、今後そういった検討を行うのかどうか。今、分散型ということでおっしゃられましたけども、リモートワークをすることによって、これも多少、休んだ方がいいのかもしれませんが、無理に休まなくても業務ができるという環境もできるのではないかというふうに思います。このあたりに対する検討についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための職員の勤務体制については、先ほど答弁しましたとおり、休日振りかえ、年休取得、時差出勤などを実施し、御質問のリモートワークといった勤務は取り入れておりません。町の業務内容が、個人情報を含むデータを取り扱う業務が非常に多く、情報セキュリティの確保などの課題もあり、在宅でのリモートワークなどの実施は今のところ難しい状況にあります。

国は、新型コロナ発生以前から、公務員の働き方改革の一つとしてテレワークの導入も進めておりますが、テレワークができる業務に限られていることや、労務管理や情報セキュリティの確保といった課題もあり、全国的には進んでいない状況がございます。本町においても同じような課題があり、すぐにテレワークやリモートワークを取り入れることは難しい状況です。

しかし、今回の新型コロナの経験から、自治体でもテレワーク、リモートワークが進んでいくと思われます。本町においても、情報セキュリティの確保などの課題の対応を検討し、将来的にはテレワークやリモートワークなどの多様な働き方ができるよう研究を進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 情報セキュリティの問題というところが真っ先に出てくるのではないかなと思いましたが、これ私、正直、リモートワークであってもなくてもリスクはどちら

にしてもあるものではないかというふうに思っておりますし、そもそも民間企業においてはすぐに、さまざまな個人情報がある中で取り組んでいる会社もあるわけであります。なかなか、当然すぐにとすることは難しいのかもしれませんが、クリアしなければならない問題もあるかというふうに思いますが、実現できれば大きなメリットがあるというふうにも思っております。そういったことも踏まえて、前向きに考えていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時9分

再開 午後2時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんこんにちは。議席番号5番、公明党の西本友春です。

今回は、30分間ですので、質問席からさせていただきます。

また、背中越しではございますが、朝から長時間にわたって傍聴していただいている皆様には大変感謝申し上げます。

6月1日から学校生活が全面的に再開されましたが、北九州市では小学校、中学校とクラスターが発生した可能性があり、教育の現場では毎日が緊張の連続で、先生はじめ学校関係者の皆様の努力に対し、改めて感謝申し上げます。

今後やってくる第2波、第3波に対する新型コロナ対策に対して質問をいたします。

6月1日から、私、小学校6年の孫がいて、確認をさせていただきましたけれども、菊陽中部小においては、三十四、五名の学級を、1クラス30名ということで、4クラスから5クラスに編制をしていただいて、そういう対策もしっかりとられているということを確認をさせていただきました。また、学校からの遠隔学習は、布田議員の質問で回答がありましたので、ただこの中で、GIGAスクールのことについては取組が町から朝一ありましたので省かせていただきますが、菊陽町としましては、電子黒板等はほかの町よりは早目に導入していただいて、ICT環境に関しましてはよその町村よりは早目にさせていただいておりますし、去年の元年度の補正予算に対してもしっかりとエントリーしていただいて今年度中の実現に向かわれてるということで、町の取組には、教育委員会の取組にはしっかり今後も注視していきたいというふうに思っております。

それから、②の質問ですが、第2波、第3波に対する対策のための一環として、4月25日前後と思いますが、小・中学校で実施した家庭におけるネットワーク環境及び端末環境のアンケートの結果はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 御質問にお答えします。

教育委員会では、本年の4月に、家庭におけるインターネット環境や端末環境について、全家庭に配信される学校安全・安心メールを活用いたしまして、町内の小・中学校全体で保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。回答結果を見ますと、家庭でスマートフォンやタブレット、パソコンの利用が子どもと一緒にできない環境にあると回答した家庭は約2.2%、78件でございました。また、家庭でスマートフォンやタブレット、パソコンを使用してインターネットに接続できないと回答した割合は約7.2%、249件でした。Wi-Fi環境がないと回答した割合は8.5%、293件でした。

この結果を踏まえまして、各家庭にパソコンなどの端末がない世帯、インターネット環境が整っていない世帯については、子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点から、1人1台端末の整備とあわせまして、児童・生徒に貸出可能なモバイルWi-Fiルーター等の通信機器を貸与する取組を計画しております。全ての家庭でオンライン学習が可能になるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 全体でそうすると約8割程度は環境があるという認識でよろしいんですかね。ありがとうございます。

学校からの遠隔学習ということで、今日一日の質問の中で遠隔学習のやり方というところの答弁はありましたので、避けますが、現在、PC端末はまとめて県が調達する方向だというふうに県議の方から少しお伺いをしておりまして、納入時期、2年度中に早期ということで、どこでもそう思ってるところなんですけど、実質上なかなか、全国的に調達するという形で、今から開発して調達する分ということで、見通し的には何か3月ぐらいになりそうだなということをお伺いしております。

その間に第2波、第3波が発生したときに、遠隔学習を行う際の端末環境が整わない約3割弱に対してはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 遠隔学習は、コンピューターなどのデジタル機器、通信ネットワークを利用して、ウェブブラウザで教材にアクセスすることができまして、場所を選ばず、自分のペースに合わせて学習を進めることができるよさがあります。そのため、新型コロナウイルスをはじめ感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時にも、ICTの活用により、子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備していくことが重要であると考えております。その際、家庭環境の違いによって子どもたちの学習に著しい遅れが生じることはあってはならないと考えておりまして、Wi-Fi環境が整えられない家庭においても家庭での学習が可能となるように、インターネット通信環境をできる限り早く整備して

いきたいと考えております。

しかし、子どもたちの手に届く前に、感染拡大により臨時休業をしなければならないことも想定されます。そのような場合は、今回の休業期間中の取組の成果を生かしまして、学校が適切な家庭学習を課すとともに、個別に登校日を設定し、教師の対面による学習指導や、学校でのICTを活用した学習等を組み合わせるなど、可能な限りきめ細かく学習を支援できるよう対策を講じてまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症とともに生活していかなければならないと認識いたしまして、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図るために、あらゆる状況を想定しながら対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） しっかりと対策をしていただきたい。その中で、7割が家庭環境があるということであれば、逆な考え方とすると、3割の方は来ていただくということも可能かと思えますので、そのところもまた含めて、今後のあり方として検討していただければというふうに思っております。

4番目に行きます。

国は、パソコン端末1台に対し上限4万5,000円としているが、その端末で遠隔学習を行った場合、問題はないかということで、私も調べさせていただいて、いろんなところを聞きますと、やはり4万5,000円ぐらいの端末ではいわゆるフィルタリング機能がついてないということで、どうしてもそういうフィルタリング機能がなければ、子どもが持って帰ってそれでインターネットをした場合に、正直いろんなサイトにアクセスができるということになりますので、教育上はよくないというのがありましたので、今回の質問をさせていただきました。回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えします。

児童・生徒1人1台端末を整備する上で、学習者用端末の標準仕様は、学校のICT環境を基盤とした学習活動を想定したものでありまして、基本パッケージとして、各社からGIGAスクールモデルとして発売されているものや今後発売を予定されてるものがあります。4.5万円の基本モデルと言われる端末に共通する各社の仕様には、学習に必要なカメラやマイク、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどの基本的な機能やソフトはありますものの、学習支援ソフト、セキュリティー機能、ドリル計算などのあるなしが各社によって違うなど、機能的に特徴があるさまざまなモデルがあります。

新型コロナウイルスによる感染拡大に伴う臨時休業によって家庭での学習が必要なことを想定しますと、フィルタリング機能やセキュリティー機能はどうしても必要になります。また、持ち帰りをして家庭の学習にも活用できるようにするためには、学習用ドリルや、物損故障への保証、また電池交換の保証など、必要な機能や保証を加えることを検討しております。これ

らを追加することで、日常的な学習活動や家庭学習での学習効果及び安全性を一層増すことが期待できます。そこで、4.5万円の基本パッケージに児童・生徒の学習環境を向上させるために必要な機能を付加した応用パッケージの仕様を想定し、菊陽町に合った端末を整備したいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 部長がおっしゃるように、それに沿った端末整備ということで、それはしっかり進めていただきたいというふうに思います。

2番目、学校再開における対策についてでございます。

新型コロナウイルスを消毒や除菌するのにアルコール消毒剤や除菌剤が入手困難になっている現状がありますが、教室に入る前の手洗い等において、アルコール消毒液等の確保等、問題はないのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染しまして、感染経路を断つためには、手洗い、せきエチケット、消毒が大切であると言われております。そこで、飛沫感染や接触感染の仕組みについて児童・生徒に理解させ、特に接触感染を避ける方法として、手洗いの指導を各学校で徹底しております。さらに、さまざまな場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室などに入るときやトイレの後、給食の前後など、小まめに手や指の消毒ができるように、各学校ではアルコール消毒液等の確保を進めています。

学校生活を送る際、手や指用の消毒液や拭き上げ用の消毒液が、感染防止対策を継続して取り組む上で必要になりますので、購入する予算を本定例会に計上させていただいております。今後、この取組を日常的に継続する必要がありますので、常に十分なストックを用意しておく必要があると考えております。また、除菌効果があると言われる中性電解水や除菌スプレーを地元企業から提供いただきまして、各小・中学校で校内の机やドアノブなどの清掃に活用させていただいております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほども言いました北九州での事例があるから、学校としてもやはりそういうところの取組に気をつけていただきながら、元気な子が人にうつすという時代でありますんで、しっかりまた取組をしていただきたいというふうに思っております。

登校前に家庭において毎朝検温と風邪症状の確認が必要となりますが、どのように学校としては確認作業を行ってるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長兼学務課長（吉永公紀君） 御質問にお答えします。

各学校では、登校時に検温結果の確認及び同居の家族の健康状態を含めてその把握をしております。その際、児童・生徒は、保護者が記入した健康観察表などを提出しております。これまで、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒につきましては、登校時、教職員が健康観察などを行いまして、教室に入る前に検温したかを確認し、体温測定をしていない児童・生徒には学校で体温を測定しておりました。検温忘れの児童・生徒が多いと、体温計での測定に大変時間がかかるという課題がありまして、教育委員会では、各学校に1本、非接触型体温計を配備いたしました。さらに、今後、コロナウイルス以外にも、インフルエンザなどの流行を防ぐため、本定例会で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校保健特別対策事業費補助金などを財源として予算を計上し、各クラス1本の非接触型体温計をできるだけ早い時期に配備できるよう取り組んでおります。

今後も、学校におきましては、3つの密を徹底的に避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手や指の衛生、検温など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を定着させることで、感染やその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続しまして、子どもの健やかな学びを保障していくことができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 毎日、先生方が1人ずつ確認して、検温していなければ検温を行うということになります。各クラスにもできるだけ配備をとということで、ただなかなか器械も届かないというような状況もあり、また、検温を行うということであれば先生方の負担にもなりますし、現在、授業も遅れています。その間の時間も惜しいと思われま。

今後の部分でいきますと、インフルエンザ対策とかそういうのも含めて、令和2年度の2次補正予算では、学校教育活動の再開を支援する経費を国が緊急的に措置するとし、1校当たりの上限額100万円から300万円程度ですが、集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィ一等の購入経費も支援対象となる予定と聞いております。1台当たり100万円ちょっとぐらいかかるかとは思いますが、各学校にそれを2基ぐらい設置すれば、子どもさんが登校してくる時に、設定した温度以上であればアラームが鳴って、そこが検温できるという、先生方の稼働を、やはり今後、遅れた授業をしっかりと取り戻すためには時間がありません。先生方のそういう余分な作業をしなくてもいいように、2次補正予算がしっかり確定した後は速やかなエントリーと取組を提案をさせていただきまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時35分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和2年6月10日（水）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和2年6月12日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（3日目）

（令和2年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和2年6月12日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第36号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第37号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第38号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第40号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第43号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第44号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第45号 熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について
- 日程第11 同意第1号 菊陽町固定資産評価員の選任について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 委員長報告
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

### 追加日程

- 日程第1 議案第46号 財産の取得の変更について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育長 上川幸俊君

総務部長 西本一浩君

健康保険部長兼  
健康・保険課長

古賀直之君

土木部長兼  
都市計画課長

井芹渡君

危機管理防災課長

梅原浩司君

財政課長 澤田一臣君

人権教育・啓発課長

村上健司君

町民課長 富田久美子君

建設課長 矢野和幸君

施設整備課長 山川和徳君

副町長 吉野邦宏君

教育部長兼学務課長

吉永公紀君

福祉生活部長兼  
福祉課長

矢野信哉君

経済部長兼  
商工振興課長

川上一弘君

総務課長 板楠健次君

総合政策課長 矢野博則君

税務課長 吉本雅和君

子育て支援課長 和田征君

農政課長 東桂一郎君

総務課総務法制係長

小泉秀和君

図書館長 川端慎一君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第36号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第36号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） 議案第36号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症対策を目的とする地方税法等の一部を改正する法律等が去る4月30日に公布され、徴収猶予制度の特例措置、イベントを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用及び中小事業者等を対象とした固定資産税の特例措置などが規定されました。この改正に伴い、菊陽町税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、改正法第1条による改正であります。

附則第10条は、固定資産税の特例措置に係る条文に改正された地方税法の法附則第61条及び第62条を追加するものです。

法附則第61条は、厳しい経営環境下にあり、令和2年2月1日から10月までの連続する任意の3か月間の収入割合が30%以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る課税標準額を2分の1または全額を軽減する規定であります。

また、法附則第62条は、現行制度において既に実施されている先端設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置の対象資産に事業用家屋と構築物を追加し、あわせて適用期限を2年間延長する規定であります。

次に、附則第10条の2第27号は、先ほどの法附則第62条の課税標準額に乗じる特例割合を条例で定めるようになっているため、現行制度と同様にゼロとするものです。

附則第15条の2は、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を六月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。

3ページをお開きください。

次に、改正法第2条による改正であります。

附則第25条は、イベントを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した場合に、住民

の福祉の増進に寄与するものとみなして町が認める払戻請求権相当額を個人の住民税の寄附金税額控除の対象とするものです。

4ページをお開きください。

附則第26条は、現行の住宅借入金等特別控除の特例について、適用要件である入居期間が1年延長されたことに伴い、個人住民税の特例適用対象年度の最終年度についても、令和15年度から令和16年度までとするものです。

最初のページにお戻りいただきまして、2枚をめくっていただき、改正文を御覧ください。

附則において、この条例は公布の日から施行する、ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第37号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第37号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和君） 議案第37号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、国民健康保険税の減免申請期間について、災害や新型コロナウイルス感染症の影響により期間内に申請できない場合が考えられることから、柔軟に対応できるようにするため、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

第23条の3第2項は、国民健康保険税の減免申請期間について規定しており、現行は「納期限前7日」となっておりますが、改正後は「納期限前7日」の後に「規則で定めるものにあつては規則で定める日」に改めるものです。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第38号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第38号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。

議案第38号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、菊陽町国民健康保険に加入している被保険者で給与等の支払いを受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは療養のため勤務することができないときに、傷病手当金を支給するため本条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容は、4枚めくっていただき、新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、附則のみの改正になります。

現行の附則を附則第1条とし、同条に見出しとして施行期日を付し、附則第1条の次に第2条から第4条までを追加するものです。

第2条第1項は、傷病手当金の支給開始日等を規定しており、対象となる被保険者が勤務す

ることができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間を傷病手当金の支給対象期間とするものです。

同条第2項は、傷病手当金1日当たりの額の算出方法を規定しており、原則として傷病手当金支給日以前の直近3か月間に支給を受けた給与等をもとに日額を算出し、その日額の3分の2に相当する額を1日当たりの支給額とするものです。

1枚めくっていただき、同条第3項は、傷病手当金の支給期間を支給開始日から起算して最長で1年6か月間とするものです。

第3条は、傷病手当金支給期間のうち給与等の支払いを受けることができる期間は傷病手当金を支給しないとします。ただし、当該給与等の一部の支払いを受ける場合で、その額が前項に規定する傷病手当金の額より少ない場合はその差額を支給することとなります。

第4条は、支給対象となる被保険者が本来受けることができるはずであった給与等の全部または一部を受けることができなかつたときに、被保険者に支給される傷病手当金と給与等の支給の調整について規定するものです。

最初に戻っていただき、2枚めくってください。

附則で、改正後の条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は傷病手当金の支給が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に該当する場合に適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第39号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第39号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第39号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、後期高齢者医療に加入している被保険者で給与等の支払いを受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは療養のため勤務することができないときに、運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するため、本町が処理する事務の所要の改正が必要であることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の内容は、2枚めくっていただき、新旧対照表で説明いたします。

現行の条例では、第2条第1号から第8号に本町が処理する事務が規定されておりますが、今回の改正により、第7号の次に傷病手当金の支給に係る申請書提出の受付事務を追加し、第8号を第9号に改正するものです。

最初に戻っていただき、附則で、改正後の条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第40号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第40号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長（富田久美子君） おはようございます。



議案第40号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、菊陽町手数料条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

3枚目をお開きください。

菊陽町手数料条例の新旧対照表でございます。

手数料の徴収すべき事項及び金額を定める別表の区分欄、住民基本台帳の部の下から2行目の「個人番号の通知カードの再交付、1件につき500円」を削除するものでございます。

1枚目の議案書に戻っていただきたいと思っております。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第41号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第41号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第41号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は新旧対照表で行いますので、お手元の議案を2枚おめくりください。

改正内容は、第23条第2項第2号において、家庭的保育者の要件を「法第34条の20第1項第4号」から「法第34条の20第1項第3号」に改めるものです。

この改正は、引用する児童福祉法の号ずれによるものです。

次のページをお開きください。

改正内容は、第37条第4号において、居宅訪問型保育の提供が可能な対象者に保護者の疾病、疲労、その他身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものです。

1枚目にお戻りください。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第42号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第42号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

新年度に入りまして2か月余りしか経過していませんが、新型コロナウイルス感染症対策関連経費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に3億4,879万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億3,396万6,000円と定めるものです。

第2条では、債務負担行為の追加を第2表で定めるものです。

2ページをお開きください。

2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正です。1の追加で各小学校情報機器端末等借り上げ料と各中学校情報機器端末等借り上げ料の2つの事業について期間と限度額を定めるものです。

10ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金は、地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を8,713万9,000円、目の7教育費国庫補助金は、小・中学校の児童・生徒全員にタブレットを整備するための補助金、公立学校情報機器整備費補助金、小学校で9,429万5,000円、公立学校情報機器整備費補助金、中学校で4,331万5,000円それぞれ計上しています。

下の11ページを御覧ください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源不足を補うため1億1,000万円増額し、計を8億8,000万円としています。

12ページをお開きください。

3の歳出になります。主なものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費は、コミュニティ助成事業補助金を1地区分250万円計上しております。これは自治会のコミュニティ活動に対するもので、内容は南方区の放送施設の整備となります。財源は、全て財団法人自治総合センターの助成金です。

下の13ページを御覧ください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費は、休業や失業等により生活困窮となった世帯に対する食糧支援で、社会福祉協議会の事業委託料を99万5,000円計上し、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、補助率のかさ上げや補助対象の拡大などにより私立保育所等整備補助金を456万4,000円増額しています。

14ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事業費は、事業者に対する支援と同様に、売り上げが30%以上50%未満減少した農業者に10万円支給する菊陽町事業継続支援金を620万円計上しています。

16ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁総務費は、光の森駅前の横断歩道橋整備のための予備設計費として、測量設計業務委託料を918万1,000円計上しています。

下の17ページを御覧ください。

款の9消防費、項の1消防費、目の7新型コロナ対策事業費は、避難所の感染防止対策のための費用として238万5,000円計上しています。

18ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、児童全員にタブレットを整備する費用として2億1,389万円計上しています。

下の19ページを御覧ください。

款の10教育費、項の3中学校費、目の1学校管理費は、生徒全員にタブレットを整備する費用として9,773万5,000円計上しています。

最後に、20ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため32万1,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 2点について質問いたします。

まずは、14ページの農林水産業費のコロナ対策事業費についてお尋ねします。

補助金で菊陽町事業継続支援金として620万円が計上してあります。これは、収入が前年度より30%以上50%未満の方々への法人最大20万円、個人最大10万円という県の事業継続支援金の事業に関連する町独自の支援金だとお聞きしました。県からの支援金に加え、町から独自に10万円を上乗せする支援策で、1人につき10万円で62人分、根拠としては畜産、花卉農家などを想定しているという話でございました。この62人分で十分なのかと思い、菊陽中央支所の山川支所長にお尋ねしましたところ、3月31日現在で菊陽中央支所の正組合員は992人、准組合

員が1,338人、合計で2,338人おられるそうです。この62名分で十分なのか、後から続々と該当者が出てきた場合について、どのように考えておられるのでしょうか。自分で確定申告をされている方全員が対象となる政策ですから、もし半数の1,169名の方が対象になれば、1億1,690万円の予算が必要となります。今後、第2波、第3波が押し寄せてくる可能性も否定できません。風評被害などを含め、農産物の将来も見通せない状況が続いております。今後のこのようなことも視野に入れて考えていくべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

それともう一つ、ニンジン等の野菜が水害で被害を受けたときや施設園芸が台風の被害に遭い収入減の場合なども適用されるのでしょうか。

2点についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○農政課長（東 桂一郎君） 御質問の14ページにありました菊陽町事業継続支援金について御質問にお答えいたします。

議員が申されましたとおり、62件分の支援金として準備しておるところでございますけども、まず国の持続化給付金というものがございます。新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少したという農業者で、こちらの方は50%以上減少した農業者に対して国の持続化給付金というものが個人であれば100万円、法人、中小企業であれば200万円支給されるものがありまして、その対象外となった県の事業継続支援金、こちらの方が議員が申されたとおり30%以上50%未満減少してる農業者に対して交付を受けるということになりますけども、その県の事業継続支援金の交付を受けている農業者を対象に町として事業継続支援金10万円を準備したところがございます。減少した金額、農業者は、50%以上の方が多くはないかというところもこちらの方想定しておりまして、30%から50%以上の減少がお茶、施設、野菜としてはスイカ、メロン、花卉、畜産の農家の人数等を確認して、その分での件数を62件ということで想定し、計上したところがございます。

それから、御質問のニンジンの水害等があった場合ということでございますけども、計算方式が前年の収入、そちらを12で割った金額でありまして、本年の水害とかがあった月、その月が減少してるかどうかというところで判断されますので、その月、出荷の時期がそのときにゼロということであればその分減少してるということになりますので、国の持続化給付金もしくは県の事業継続支援金、町の事業継続支援金が支給されるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 風水害、台風とかも適用されるということですね、答えとしては、62人では終わらないかもしれませんので、その辺は十分考えていただきたいと思います。

もう一点いきます。

17ページの消防費の新型コロナ対策事業費が238万5,000円計上してあります。内容について

お尋ねしたいと思います。避難所に対する補給とさっき説明がございましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 17ページの款の9消防費、項の1消防費、目の7新型コロナ対策事業費の補正額238万5,000円の内容について説明をいたします。

こちらにつきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として備蓄品を購入するための費用となっております。まず、需用費の167万2,000円につきましては、マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、防護服などを購入するものです。また、備品購入費の71万3,000円は、非接触型の体温計を購入するものでございます。こちらの備蓄品につきましては、指定避難所となっている各センターや小・中学校などの18か所分を予定しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 避難所だけの予算ということですね。この前ちょっと町長から2万何千枚マスクをいただいたので、町内にお配りしたとお話がございました。私は消防費って書いてあったもんだけん、消防団とか夜警小屋に対するあれも入ってるのかと思って質問したんですけども、各地区の消防倉庫も、災害のとき最初出動するのは消防団なんですよ。3密状態は避けられません。また、団員達は働き盛りで県内あらゆる場所で仕事に従事していると思います。私たちがそうですが、誰もが危険と隣り合わせです。有事の際、一番頼りになる団員や消防倉庫の対策にも取り組む必要があると考えておりますが、いかがお考えでおられますでしょうか。

それから、消防団長にちょっと電話して聞きましたけども、消防団には現在水防訓練などが密にならないように各班とか各分団でやっております。あさってもあるそうなんですけども、まだマスクや消毒液の配付があってないという話をお聞きしました。主任さんの方には要望を伝えているということでございましたので、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 消防団員等に対する対策ということなんですけども、今回の補正予算につきましては一応マスクを2万枚を購入する予定としておりますので、そのような消防団員活動にも必要な分についてはそれぞれの各班に支給するように考えたいと思います。あと、消毒液も同様に考えます。

あと、施設整備につきましては、今現在地区の方からそのような整備に必要な場合は申請をしていただいて、町がそれに対して補助を行う制度がございますので、そのようなこともこちらから周知をしまして、そのように対応したいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第43号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第43号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第43号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この予算は、先ほど議案第38号で議決をいただきました条例に基づきまして、予算措置をするものでございます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,965万5,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給に要する費用については、全額国の特別調整交付金で措置されるため、特別交付金を65万5,000円を増加し、計を26億1,315万7,000円としております。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の2保険給付費、項の6傷病手当金、目の1傷病手当金を新設追加し、歳入と同額の65万5,000円を計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第44号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第44号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

議案第44号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

位置図を御覧ください。

図面中央赤色の実線で示しております1の路線は、杉ノ本10号線で、2の路線は、杉ノ本11号線であります。場所は、南花立区内で、九州自動車道東側、尚絅大学短期大学部附属こども園の南側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

北山正樹君。



○9番（北山正樹君） 議案第44号町道路線の認定についてを反対の立場で討論をいたします。

以前からこのような行き止まり道路については、安全上好ましくないという判断で私はもうずっと反対をしております。今回のことについて、もう一言加えさせていただければ、大変遺憾だと僕は思っています。実は、この11番ですから10号線の西側の方に、その北側に道路があるにもかかわらず、その通り抜け道路というものをつくっていないということに対して、僕は安全をどのように考えるのかというところで非常に危惧を感じます。先日、新成区の方からも町道のことについての申請というものが議会にも、もしくは行政の方にも上がったと思いますが、あの新成区を見ても行き止まり道路がいっぱいあって、隣の家に行くにもぐるっと遠回りをする必要がいけないという非常に大きな問題、まちづくりの中で大きな問題になっております。こういう道路が今後菊陽町の中にどんどんと増えていくことに僕は大変危惧しております。こういう道路は一日でも早くなくなって、通り抜けする道路が公道と認めると、そのような考え方に立って施政していただければとそのように思い、反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第45号 熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について**

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第45号熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

議案第45号熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について説明いたします。

まず、提案理由でございますが、熊本市など18市町村で構成いたしております熊本連携中枢都市圏は、平成28年3月議会の議決を経まして、熊本市と連携協約を締結し、さまざまな事業を進めております。今般、新たに連携する事業といたしまして、移住・定住の促進に取り組む協議が調い、連携協約の項目を追加するため、熊本市と本町のそれぞれの議会で同文の議決が必要となりますので、地方自治法第252条の2第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る協約に、別表第3の2、結びつきネットワークの強化に係る政策分野の表に(6)移住・定住の促進を加えるものでございます。

取組内容は、大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。それから、甲は熊本市、乙は菊陽町でございまして、熊本市の役割は本町と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。菊陽町の役割は、熊本市と連携して移住・定住の促進に取り組むとしております。この移住・定住の促進では、連携中枢都市圏で本年度から新規事業として取り組む熊本連携中枢都市圏版移住プロモーション事業に本町も参加することといたしております。この事業では、構成する18市町村全てが参加いたしまして、連携中枢都市圏移住パンフレットの作成などに取り組む予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） それでは、お尋ねをいたします。

甲と乙、菊陽町の役割というところですが、甲と連携してというふうになってます。その連携のことについて具体的な中身を教えてください。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） 協約の目的ということで御説明いたしてよろしいでしょうか。

まず、この連携協約の目的につきましては、甲は先ほど申しました熊本市、乙は菊陽町となりますけれども、熊本市及び菊陽町が連携して熊本連携中枢都市圏の圏域において連携全体の経済を牽引するとともに、都市機能や生活機能を高めることにより住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とするという目的で、まず協約の方を結びまして、今回新たに協約の項目を増やすというところでございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今までの都市圏の中で言われてきたことをちょっと全体としてお話をさせてもらえば、菊陽町のまちづくり上、ある地域を調整地区から開発ができる地区に変更しようとしても、この熊本都市連携、この枠組みがあって、なかなか熊本市の方から賛同が得られないということで、菊陽町の方もなかなか都市計画が進んでいかないという実態がありましたね。ですから、連携ということが、今課長が言われたことは、もう総花的にはそのとおりだと僕は思うんですね。ただ、問題なのが、菊陽町がよかれと思ってやることが熊本市とか周辺のところから賛同を得られなければ実行できないという意味の連携、連携とは言ってるけれども制約というふうに言葉をかえてもいいけど、その制約があるのであれば、やはりこの連携と

いう文字はどういう意味なのかというのをもう少し具体的にさせていただく必要があると、僕はそう思って先ほどお尋ねをしたわけです。ですから、そのことについて今現在総合政策課としてどのように判断していくのか、今後かつて今まで流れてきたこの連携の状況、熊本市との関係の、そういうことについて菊陽町にマイナスにならないという方向にどのように進めていくのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） ありがとうございます。

まず、この連携協約につきましては、本町全ての事業に対して参加する、しないというのはそれぞれ各構成する市町村での判断ということになります。そういうことを受けまして、実際連携することによりまして、本町の方で有効に動くとかそういったところがあればこういった連携に入って進めていくということで今後も判断してまいりたいというふうには考えてございます。

今回、先ほど申しましたけれども、移住・定住の促進に関する項目の方を追加させていただいて連携するというに至ったところですがけれども、このたびの熊本連携中枢都市圏版の移住プロモーション事業についてなんですけれども、こちらについてはやはり本町にとってもそちらの方に加わるということが有効であるというところの判断をいたしまして、今回提案させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第1号 菊陽町固定資産評価員の選任について

○議長（上田茂政君） 日程第11、同意第1号菊陽町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（西本一浩君） それでは、同意第1号菊陽町固定資産評価員の選任について御説明いたします。

町の固定資産評価員につきましては、町の税務課長を充てるべく、昨年6月に当時の内藤優誠税務課長を固定資産評価員に御承認いただきましたが、本年4月1日に会計管理者兼会計課長として異動いたしました。

固定資産評価員は充て職ではございませんが、町としましては税務課長を固定資産評価員に充てたいと思っております。また、現固定資産評価員の内藤優誠会計管理者から本年6月30日をもって固定資産評価員を辞したいとの願いが出されまして、6月30日をもっての辞職を承認したところでございます。

吉本雅和氏は、住所が熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目1番36号ノアーズビル武蔵野402で、生年月日が昭和45年1月14日の満50歳でございます。経歴につきましては、平成4年4月に菊陽町に採用され、29年目になります。さまざまな部署を経験しまして、現在は2度目の税務課でありまして、税務課長の要職にあり、町長が行います固定資産の価格決定の補助をする者として適任でございますので、ぜひ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） おはようございます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の任期は、人権擁護委員法第9条で3年と規定されています。

諮問第1号は、令和2年9月30日をもって任期満了となります衛藤美直子様を再任の候補者として推薦するものです。

衛藤様は、現在、平成26年7月から人権擁護委員として積極的に活動され、誠実な人柄で人格及び識見とも高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いするものです。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料を御確認いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、衛藤美直子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は衛藤美直子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 委員長報告

○議長（上田茂政君） 日程第13、委員長報告を行います。

文教厚生常任委員長に付託しました案件について、審査の経過と結果についてを報告を求めます。

文教厚生常任委員長佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 文教厚生常任委員会に付託されました案件について報告いたします。

3月定例会で付託され、継続審査となりました請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立保育園に対する各種補助制度創設の請願書について審議を行いました。

審議内容の結果としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、請願者から請願理由の詳細について会期中までに内容の聴取ができませんでした。引き続き継続とし、聴取すべきだという結果です。

以上が審査の経過でございます。

なお、請願第1号につきまして採決を行いました結果、全員賛成により継続審査となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について、委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、この変更にあたっては議長に一任をしていただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、6月8日から本日までの5日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、財産の取得の変更に係る議案が1件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第46号は、武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得の変更についてであります。

内容は、令和元年第3回議会定例会で議決いただきました武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に関するもので、取得する厨房備品の一部を変更する必要があり、変更の議決をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細については議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第46号 財産の取得の変更について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第46号財産の取得の変更についてを議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） それでは、議案第46号財産の取得の変更について御説明申し上げます。

本件は、令和元年第3回菊陽町議会定例会におきまして議決いただきました議案第52号武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る財産の取得の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入に係る契約の内容について説明いたします。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘中学校給食室厨房備品購入。2、変更後の品名及び数量。次の2ページから4ページにかけて、購入する備品の品名及び数量を記載しております。

5枚めくっていただきまして、参考資料の1ページをお開きください。

参考資料の1ページは、武蔵ヶ丘中学校の配置図でございます。図面の上が北になります。赤で網かけされている箇所が給食室になります。令和元年7月から給食室の増築、改修工事を行っており、これと並行して備品の導入作業を行っているところでございます。

導入する厨房備品類及びその配置につきましては、栄養教諭や給食調理員と綿密な打ち合わ



せを行い、計画したところでございますが、これらの方々と施工中の現場を確認しながら備品の配置や作業動線をシミュレーションするなど、最終確認作業を行ったところ、一部の備品を変更することが適切という判断に至ったところでございます。

なお、今回の変更につきましては契約額の変更はございません。

それでは、厨房備品の変更について説明させていただきます。

議案に戻っていただき、2ページから4ページにかけまして購入する備品の番号、品名、変更前、変更後の数量を記載しており、変更箇所を朱書きとしております。

3ページ、別紙2をお開きください。

備品番号B7のデジタル台ばかり、これを2台から1台へ1台の減です。

B21配缶台車4台をB20の移動式食材ラック2台へ変更しまして、合計5台としております。

B21Bの移動シンク2台を新たに追加しております。

B41のデジタル式上皿自動はかり1台を減、B45シルバーたらい3個を追加しております。

次のページの別紙3をお開きください。

D5の移動式すのこ台をD5Aの移動台へ変更しております。

変更する備品は以上でございます。

参考資料の2ページと3ページに武蔵ヶ丘中学校給食室の平面図と厨房備品一覧を添付しております。今回の変更になった箇所を朱書きとしておりますので、御確認いただけますようお願い申し上げます。

以上で施設整備課からの説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要する

ものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしましたとおりに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時11分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会議員 小 林 久 美 子

菊陽町議会会議録  
令和2年第2回6月定例会

令和2年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 高木定伸  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919